

第十三回 参議院水産委員会 會議録第十号

(二二五)

昭和二十七年二月十五日(金曜日)午前
十時四十一分開会

出席者は左の通り。

委員長 木下 辰雄君
理事 松浦 清一君
千田 正君

委員

青山 正一君
秋山俊一郎君
藤野 繁雄君

事務局側

常任委員 岡 尊信君
常任委員 林 達磨君
常任委員 会専門員 会専門員

説明員

水産庁漁政部長 高橋清三郎君
水産庁第二課長 堀口初三郎君

証人

三重県真珠養殖 堀口初三郎君
漁業協同組合長 真和真珠株

式会社社長 所神根礼三君
東京真珠協 三輪 豊昭君

同組合理事 養殖業 大久保忠礼君
三重県真珠協 山崎 英二君

業協同組合長 松野 伝君
長崎県長与村漁 青木 理君

業協同組合長 青木 理君
三重県知事 青木 理君

本日の会議に付した事件

○真珠養殖事業法案(衆議院送付)(第
十二回国会継続)

(右法案に關し証人の証言あり)

○委員長(木下辰雄君) 只今から水産

第十部 水産委員会會議録第十号

昭和二十七年二月十五日【参議院】

委員会を開会いたします。

真珠養殖事業法案を議題に供しま
す。本法律案は前第十二国会の末期に
提案されまして、本第十三国会に継続
審議に相成つた法案であります。提案
者は石原國吉君ほか十五名でありまし
て、提案の理由として説明されました
その要旨を簡単に申し上げます。我が国
の真珠は重要な輸出品でありまし
て、その改良養殖を図つて真に宝石と
しての価値を十分に高め、そうして海
外輸出を増進したい、現在真珠輸
出は年間約十五億圓に達しております
が、その品質を改良して真に宝石たる
価値を高めまして輸出の増進を図つた
ならば、近く百億圓までは輸出できよ
うというふうな考えである、そのため
にこの法律案を出して、そうして母貝
の増産を図り、検査を厳重にいたし
て、又研究所を作つてそうして品質の
改良をする、それから金融を十分斡旋
してその事業の振興を図りたいという
事項が、この真珠養殖事業法案を提出
した理由であるというふうな説明であ
りました。で、只今参議院におきまし
ては予備審査をいたしておりますが、
この法律案が重要な法案であるに鑑み
まして、昨年の末期に委員が四名現地
に参りまして、つづきに事情を調査
し、又関係者からいろいろと意見を聞
きまして、法案審議の参考にいたした
のであります。併し特に皆さんの御出
席を願ひまして、十分この法案に対す
る内容その他について御証言を願ひた
いというために本日証人の喚問をいた

した次第であります。

それでは証人の宣誓に入りますが、
その前に一言証人のかたに御注意を申
上げます。若しこの証言に虚偽の陳述
をなされたという場合は、議院
に於ける証人の宣誓及び証言等に関す
る法律第六條によりまして、三ヵ月以
上十年以下の懲役に処する罰則があり
ます。又正当の理由なくして宣誓をし
くは証言を拒んだときは同法第七條に
よりまして、一年以下の禁錮又は一万
圓以下の罰金に処せられることになつ
ておりますからこの点十分に御注意を
お願いいたしますと思ひます。但し民
事訴訟法第二百八十一條(第三号の場合
を除く)及び第二百八十一條(第一項第
一号及び第三号の場合を除く)の規定
に該當する場合に限り、宣誓又は証言
若しくは書類の提出を拒むことができ
ます。念のために先ず民事訴訟法第二
百八十一條の該當部分を朗読いたします。

第二百八十一條 証言カ証人又ハ左ニ
掲クル者ノ刑事上ノ訴追又ハ処罰
ヲ招ク虞アル事項ニ關スルトキハ
証人ハ証言ヲ拒ムコトヲ得証言カ
此等ノ者ノ恥辱ニ帰スヘキ事項ニ
關スルトキ亦同シ
一 証人ノ配偶者、四親等内ノ血
族若ハ三親等内ノ姻族又ハ証人
ト此等ノ親族關係アリタル者
二 証人ノ後見人又ハ証人ノ後見
ヲ受クル者
次に民事訴訟法第二百八十一條の該
當部分を朗読いたします。
第二百八十一條 左ノ場合ニ於テハ
証人ハ証言ヲ拒ムコトヲ得

二 医師、歯科医師、薬剤師、藥
種商、産婆、弁護士、弁理士、
弁護人、公証人、宗教又ハ禪祀
ノ職ニ在ル者又ハ此等ノ職ニ在
リタル者カ職務上知りタル事實
ニシテ默秘スヘキモノニ付訊問
ヲ受クルトキ
前項ノ規定ハ証人カ默秘ノ義務ヲ
免セラレタル場合ニハ之ヲ適用セ
ス
以上であります。

それでは証人の宣誓を求めますか
ら、全員御起立を願ひます。

(総員起立、証人は次のように宣
誓を行なつた)

宣誓書 証人 山崎 英二
良心に従つて真実を述べ、何事も
かくさず、又、何事もつけ加えない
ことを誓ひます。

宣誓書 証人 松野 伝
良心に従つて真実を述べ、何事も
かくさず、又、何事もつけ加えない
ことを誓ひます。

宣誓書 証人 青木 理
良心に従つて真実を述べ、何事も
かくさず、又、何事もつけ加えない
ことを誓ひます。

宣誓書 証人 堀口初三郎
良心に従つて真実を述べ、何事も
かくさず、又、何事もつけ加えない
ことを誓ひます。

宣誓書 証人 所神根礼三
良心に従つて真実を述べ、何事も
かくさず、又、何事もつけ加えない
ことを誓ひます。

宣誓書 証人 三輪 豊昭
良心に従つて真実を述べ、何事も
かくさず、又、何事もつけ加えない
ことを誓ひます。

宣誓書 証人 大久保忠礼
良心に従つて真実を述べ、何事も
かくさず、又、何事もつけ加えない
ことを誓ひます。

宣誓書 証人 山崎 英二
良心に従つて真実を述べ、何事も
かくさず、又、何事もつけ加えない
ことを誓ひます。

宣誓書 証人 松野 伝
良心に従つて真実を述べ、何事も
かくさず、又、何事もつけ加えない
ことを誓ひます。

宣誓書 証人 青木 理
良心に従つて真実を述べ、何事も
かくさず、又、何事もつけ加えない
ことを誓ひます。

宣誓書 証人 堀口初三郎
良心に従つて真実を述べ、何事も
かくさず、又、何事もつけ加えない
ことを誓ひます。

宣誓書 証人 所神根礼三
良心に従つて真実を述べ、何事も
かくさず、又、何事もつけ加えない
ことを誓ひます。

宣誓書 証人 三輪 豊昭
良心に従つて真実を述べ、何事も
かくさず、又、何事もつけ加えない
ことを誓ひます。

宣誓書 証人 大久保忠礼
良心に従つて真実を述べ、何事も
かくさず、又、何事もつけ加えない
ことを誓ひます。

宣誓書 証人 山崎 英二
良心に従つて真実を述べ、何事も
かくさず、又、何事もつけ加えない
ことを誓ひます。

宣誓書 証人 松野 伝
良心に従つて真実を述べ、何事も
かくさず、又、何事もつけ加えない
ことを誓ひます。

宣誓書 証人 青木 理
良心に従つて真実を述べ、何事も
かくさず、又、何事もつけ加えない
ことを誓ひます。

宣誓書 証人 堀口初三郎
良心に従つて真実を述べ、何事も
かくさず、又、何事もつけ加えない
ことを誓ひます。

○委員長(木下辰雄君) 宣誓を終えま
したら御着席願ひます。ちよつと御注
意いたします。証人のかたは発言しよ
うとするときは、その都度委員長の許
可を受けた後氏名を名乗つてから発言
を願ひます。証言の内容は、真珠養殖事
業法案の全般及び各条項並びにこれに
関連する事項について証人が有してお
られる意見をその理由を付して、又賛
成か反対かを明らかにして述べて頂き
たいのであります。初めに各自約十五
分間の証言を行い、更に全部の証人が
証言を終つた後、各委員から御質問を
願ひますからそれに答えて頂きたいの
であります。それではこれから証言を
お願いいたします。堀口初三郎君。

○証人(堀口初三郎君) 私は三重県志
摩郡和具町で三十年近く真珠養殖事業
を経営している堀口初三郎でございます
。現在真珠養殖漁業協同組合長をや
つてゐるものであります。今般お呼
び出しになりました、真珠養殖事業法
案に對し意見を述べよとのことです

が、私は結論から申し上げますと、この法案に対して全般的に賛成するものであります。その理由としては、この法案が真珠の価格を維持するために作られたものでありまして、運営のよろしきを得れば誰一人反対する人はいないと思うのであります。真珠の価格につきましては、戦前におきましては業者が三百五、六十名ありまして、そうしてお互いに真珠を安く売り合ひの競争をやつた時期がありまして、そのときには非常に業者も苦しい経験を経たもので、私もその一人なのであります。私の考えとしては、こうした生活の必需品じやない商品は、どうしても国家の保護育成によつて価格を維持し、又増産を図らなければいかんと思ふのであります。殊にこの真珠養殖の仕事は我が国の独自の産業でありまして、特に政府におかれましては力を入れて頂きたいと思ふのであります。将来英国のダイヤモンドのような立派な産業にして頂きたいと思ふのであります。それにはどうしてもこの今度の真珠養殖事業法案を制定して基礎を作り、生産面は計画生産をやり、又一方販売のほうにおきましてもお互いに安く売合ひの競争をしないような方策を立てて、そうして価格の維持をせねばいかんと思ふのであります。そうするならばこういう仕事は、輸出が百億円に達することは決してむずかしいことじやないと思ふのであります。輸出のほうも戦前は生産の七割までは殆んどヨーロッパに輸出されておりましたのでありますが、現在は生産の七割までは殆んどアメリカに輸出されておりますので、将来このヨーロッパの市場とかインドの市場に輸出する

ことが自由になつたならば相当大量の真珠が輸出されるものと、我々は期待しておるものであります。以上述べました理由で、私は是非ともこの仕事は、生産も販売も自由競争じやなく、計画を立てて調節を図つて国家としての方針を定めて頂きたいと思ふのであります。若しこの事業法案が議會において否決されるようなことがありまして、この仕事も戦前のような非常に業者がお互いに安く売り合ひの競争をやつて、真珠業界の前途というものは誠に憂うべき時が来ることは火を見るよりも明らかであると確信いたしますので、その点を非常に憂へるものであります。

なおこの機会に、真珠養殖事業法案に関しまして、私のほうの真珠養殖漁業協同組合が数回理事会を開きまして協議した経過を御報告申し上げたいと思ひます。真珠養殖漁業協同組合は、昭和二十五年十一月に従来の真珠養殖協同組合を改組いたしまして真珠養殖業者の団体として設立せられましたもので、組合員の総数は三百七十七名を有しております。県下の養殖業者の殆んど全部を包含しておりますのであります。最近このほかに新しく業者が三、四百名でございまして、まだこの人たちは組合員にこれから加入しようという状態にあるのであります。この私のほうの組合の地区を十五に分けておりまして一地区から一名乃至六名の理事が選出せられておりまして、理事の数が四十五名、監事が五名で、理事会はあたかも総代會議とも言うべきもので、組合の重要事項は大部分理事会で以て処理している次第であります。この真珠養殖事業法案が国会に上程せら

れるに當つて、私のほうの組合といつたしましては昭和二十五年十一月十四日大安旅館におきまして理事会を開きまして、当時私は副組合長でありまして、それから、中央部において、真珠は輸出産業としては是非真珠養殖事業法の制定をして保護育成せねばならんとの意向があり、それがため水産常任委員会の諮問機関として業者側から東京、神戸、三重の三地区から五名ずつ真珠養殖事業法促進委員会を提出することになつたからという説明をいたしまして、出席理事全員で選考しまして五名の真珠養殖事業法促進委員会を提出したのであります。その委員の氏名は、西岡光夫、山本清松、南平左衛門、小林万作と私であります。右のように、真珠養殖事業法促進委員会がございましてからは、その真珠養殖事業法促進委員会を中心として事あるごとに理事会に諮つて参りましたので、その経過の主なるもの二、三を理事会の例として申し上げます。理事会は、養殖業者の代表的意見を可及的に上達する措置をいろいろ協議して講じて来たものであります。二十六年の八月十七日に法案の大綱が決定して来まして、東京におきまして會議を開きまして、そのとき三重県から真珠養殖法促進委員五名の外に、この法案に対して意見のある有志のかたにもそれ〴〵御出席を願ひまして、山本岩市氏、所神根礼三氏に出席を願ひまして、その會議では結局異議なく決定したのであります。それから昭和二十七年一月八日に新旧理事の合同理事会を開きまして、同法案を再検討しましたのですが、そのとき同法案はこの機会に是非成立せしめるように促進するというのを申合せま

したのであります。それから二十七年の一月十日過ぎに、業者のうちにこの法案に反対する人たちがありまして、反対の調印をとつて廻り、組合員数の最も多い布施田地区で約七十名の業者がそれに反対の調印をしましたので、同地区の真珠養殖法促進委員会が布施田に参りまして、同法案に対していろいろ説明をいたしましたところ、業者は、同法案は業界多年の基礎を固める重要なものだから促進するやうということをお願いしまして、反対調印を取消することを申合せましたのであります。それから昭和二十七年二月十一日に、熱海で入札会をとき、真珠業保護の懇談会を開きまして、東京、関西、三重の各地区の生産確保、輸出の主なる業者も殆んど出席し、意見を交換いたしました。したが、満場異議なく事業法の促進を図ることに可決されましたのであります。理事会の主なるその都度の模様、又促進委員会の模様などは今申し上げました通りであります。業者のうち法案に反対者が調印をとりに行くと、業者は皆法案のことがよくわからんために簡単に調印するといふことで、先ほども申述べました通り布施田のごとく促進委員が行つて、よく法案の重要性を説明すれば、又早速取消すといふのが実情であります。併し先ほどから申述べました通り、業者の主だった人たちは、即ち理事とか監事のかた〴〵は、理事会を開いてもいつも殆んど賛成なのであります。これは法案が議員提出の關係上、水産常任委員のほうで立案されましたので、我々業者は諮問に答えた次第で、法文は最近まで秘密にされておりましたので、一般業者に徹底しない点と、法文が非常にむずかし

くて読んでもなから業者にわかりにくい点が多いためであると私は思つております。組合として協議した経過は大略今申述べた通りであります。私は、最後に申述べたいことは、多数漁民のため、又真珠養殖業者のため、国家のため一日も早くこの法案が國家を通過することを切望するものであります。長い間御清聴下さいまして有難うございました。何かこれに対して御質問がありましたら御遠慮なくおつしやつて頂きます。私の証言はこれで終ります。

○委員長(木下辰雄君) 次に所神根礼三君。

○証人(所神根礼三君) 所神根礼三、発言させていただきます。本日は私のごときものをここに招き頂きまして私の意見を聞いて下さることに對して私としては感謝の意を表する次第であります。

参議院水産委員会におかれましては、我々真珠養殖業者の重大問題である真珠養殖事業法案に對し御熱心に御検討下され、昨年十二月には生産地の三重県に御出張、御調査下さるほか、なお又本日の証言の機を与えられたことには我々業者といたしまして感謝の意を表する次第であります。時間の都合で早速本論に入らせて頂きます。

この法案に對して、業者の大多數の反対の意を表明して、私は調印をとりました。いろいろ今堀口さんから言われましたけれども、私が詳しく説明させて頂きますが、昨年十二月参議院調査団が現地に來られた際、或る旅館において賛成の業者のかた〴〵は、反対の業者に意見を差控えて下さいといつて、我々反対業者に賛成を求められ

たために、この法案は完備していないが、これは単なる一つの方便や駆引きに使用されるべく考へられるのであります。反対者の我々に対して余り正直に考へ過ぎる、このようにも申されまして、どういふ意味でさうなことを申されたかわかりかねますが、法案の不備なることは賛成者みずから認めております。何が故に不備な法案の可決を急ぐのでしょうかというところが、我々反対者にはわからないのであります。本法案を駆引きや方便として玩弄物扱いにすることはちよつとおかしいように考へられるのであります。いやしくも日本の法律として提案されるならば、完備した法案を提案されるのが当然だと考へるのであります。これではこの法案の處に何かしら疑わしい不明朗なものがあるやうな感じがするものであります。業者の納得し兼ねる、誰から見てもよく小首を傾けるやうな法律は不必要と信じて疑いません。殊に甚だしきは第十一條のごときは憲法を侵害すると思へられ、國民に与へた自由を認めてもらえないやうに私は思ふのであります。この法案の全般を詳しうして、専制政治の時代に行われた強力な統制法規と考へられるのであります。何が故に、自由経済時代において統制経済へ逆行するか、時代錯誤も甚だしいではありませんか。机上の計画は増産に拍車をかけ、粗悪品を増し、資材と労力を浪費する害こそあつて、益なしと私は断言いたしますのであります。真珠養殖事業の自主性を保持するために、官僚統制は真珠業界を破滅に導くと私は信じます。地域的に申しまして、三重県の一部と長崎県、業者数から申しまして旧業

者で三百人、千人そこ／＼のかた／＼でありまして、特殊産業は業者には任すべきではないかと考へるのであります。賛成論者は生産制限を主張しながら政府資金の斡旋で増産に拍車をかけ、なお母貝増産に助成金……、如何なる角度から検討しまして増産に拍車をかけていることは事実であります。この母貝増産の助成金に対しては反対の意を表するものではありませんが、二十六年度の真珠生産高は、大統計を見てみますと、約八百貫乃至一千貫と見られます。戦前の三分の一に相当すると存じます。而も二十六年の十月頃の価格と現在の価格と比較すると、三、四割の値下りを示しております。そうしてまだ下がるやうな見通しに思われます。今日、一層増産させ、滞貨させて価格の維持ができるでしようか。現在の主たる国際マーケットである米国の購買力は減退しつつあります。賛成論者はこれに対してダイヤモンド政策を云々されるが、主として真珠を扱う顧客はユダヤ系のかたであります。戦勝国の経済界を動かす彼らの財力と商策と魔力、魔力といつては何でありますけれども、無限の力のことと考へます。これを申し上げます。これと我々真珠業者との比較は、原子兵器と竹槍のごときものと私は考へるのであります。賛成論者はこれに对应すべき政府資金何十億の夢を見てられるやうに考へますが、併し日本政府にはそれだけの大きな財源の余裕ができるでしようか。必要欠くべからざる予算でさえ削減されている現今無理なことだと私は思ひます。にもかくにも業者自体の大部分がいやがる法案を、無理に実施せんとするお氣持は不思議といふも

な有余であります。この点につき巷間いろ／＼な憶測が行われておりますけれども、これはここで申上げる筋合いのものではありませんから御遠慮させていただきます。何とぞ先に御遠慮させていただきます。請願書及び大久保忠礼氏より提出された反対意見書とくんと御吟味下されたのであります。そうして最後に申上げたことは、これに類した補助激励政策で失敗した例は、殷鑑遠からず遠洋漁船に莫大な金融をしたのであります。巨額の資金を業者は借りまして返済すられておりませんが、借りたものはもつたごとく考へるかたもある。政府は手こずつておるやうに私に考へられるのです。この法案の内容をつぶさに検討しますと、いろ／＼選挙に対しての野心、政治家の好餌となるやうな憂いが多分にあるやうに私は思ひます。又泡沫事業家の躍進する舞台とならないかと憂へるのであります。先ほど非常に堀口組合長の何を私も聞いていましたけれども、堀口さんは理事会なんかのことを云々されましたけれども、理事会でこの真珠養殖事業法案のことに對して本議題に一度もしてもつたことはございませぬ。そして又理事の中に、現在の理事は四十人くらいでありますけれども、半分くらいは反対に署名し、なお又反対の意思があつても、これはいろ／＼事業のこゝろや個人的な商売のことなにかで、反対は反対でも調印はしないと云つています。いろ／＼地区々々を拾つて見ますと反対者のほうが多いのであります。なお私は組合の運営の仕方、業者の總意がさうであるのに、まして理事においてさういふ反対意見が

あるのに、これが我々業者が全員賛成しておると言われることが、どうして私は想像がつかないのであります。恐らく協同組合の理事であられるかたが調印済みであれば、議會でも又委員のかた／＼にも本心を打明けるのが私は組合長の勤めでないかと考へております。いろ／＼時間の都合上、大久保さんにも少し時間がかかると思ふので、これでやめさせていただきます。

○委員長(木下辰雄君) 次に三輪豊照君にお願いいたします。

○証人(三輪豊照君) 私は三輪豊照であります。現在東京真珠協同組合の常任理事であります。二十年前より伊勢におきまして養殖真珠事業を営んでおるものであります。本日は真珠養殖事業法の賛否につきまして、不肖がお呼出しを頂きましたことは身に余る光榮と存じまして、浅学菲才を顧みずお答えを申し上げますから、どうぞ不明の点はお問い合わせ頂きたいと存ずる次第であります。

先ず順序をいたしまして、真珠事業法案に對しまして賛成いたしましたところを總括的に申述べさせていただきます。と存じます。我が国の養殖真珠は、元來世界第一の天然真珠の主要なる生産地であるペルシヤ湾の真珠を第一といひまして、これに次ぐ地位を得ていたのであります。第二次の世界大戦が勃発いたしました時分から、ペルシヤ湾のバーレン島附近に行われまして、さうさまじい石油の開発事業のために海の底質が変化いたしましたこと、石油事業に地元民の労力が集中されましたことなどの事情のために、二千年の歴史を誇るペルシヤ真珠は急激な減産を來たしまして、只今では全滅

に近い状態に陥りましたので、第二次の大戦が終つた頃には我々の知らん間に、我が国が世界第一の真珠生産國となつてしまつたのであります。元來我が国が特産品としての世界に誇つたものは生糸であつたのであります。現実には我が國が養殖真珠こそは突如としてこれに列ぶ世界一の特産品としてその地位を占めたのであります。この事実を私どもは改めて認識を深めなければならぬものと存ずる次第であります。幸いに今回真珠事業法案なるものが提案されました。真珠の輸出による外貨の獲得について万遺憾なきを期せられんとするところのこの法案に、我々大多數の業者は欣然として双手を挙げて心から賛成するものであります。現在我が國の輸出産業を種類ごとに大別いたしますならば、先ず繊維、鉄鋼、機械、農水産物、化学製品及び生糸、動植物製品等と区分をされますが、これの大部分は万一期望の経済の不況に遭遇いたしました場合を考へますと、いづれも特種産業ではなく一度販売価格の競争やダンピングに遭遇した場合に、一たまりもなくこれに敗北をせねばならぬと考へられるのであります。併しこの中で生糸、茶、真珠だけが、辛うじて一応無競争品とは言えないかもわかりませんが、それでも生糸はすでに化学繊維の前に年々往年の隆盛もなく、又茶はセイロン茶等の進出の影響によつて甚だしく輸出額の低調を來たしてある次第であります。ひとり我が國が養殖真珠だけが世界における独自の舞臺の位置を保ちつつ、而も年々その輸出額を増大しつつあることは、日本人の誇りにおいても、又意

気込みにおいても、如何にしてもこれを育成して行かねばならないものと結論することは蓋し当然のことであろうと存じます。この輸出はいわゆる飢饉輸出では絶対にありません。幾ら増産いたしましても決して食糧の生産面を阻害することはありません。又生産に伴う人命や健康等を犠牲にすることもありません。而も原材料を輸入による面が極めて微少なので、これによって取得いたしましたところの外貨の純度はおよそ九九%といった実に比類のない素晴らしい成果が挙げられますので、外貨を取得する上におきましては極めて割のいい輸出品なのであります。

前述のように養殖真珠は極めて有利な輸出品でありますことは今更述ぶるまでもなく、すでに二十二年の昔、即ち一九三一年に我が国の真珠は将来世界市場の指導性の獲得を目指して、故阪谷芳郎男爵によつて国産真珠の専売法をとるの所管大臣に提案したのであります。ところが、時期尚早の理由で採択に至らなかつた事実があるのであります。事実當時はベルシャ湾の天然真珠には我が日本の真珠は圧倒され続けておりました時分でありましたがために、確かに時期尚早ではありましたが、現在に前に述べたごとく、天然真珠枯渇と養殖真珠の発明以来四十年の歴史によつて、養殖真珠の真価が漸く認められて参りました今日においては、日本の地位が自動的に世界一の真珠生産国になった、この事実の前には先賢の狙いが漸く実現するときに至つたと深く信じて疑わないものであります。

さて我が養殖真珠に保護政策を施し

まして、輸出を助長し得たといつたしまして、世界の需要がこの真珠をどこまで吸収し得られるかの問題について考えて見ましよう。世界の婦人のうち首飾りを欲する層の中で、購買の可能性のある階級を調べて見ますと、世界女性の人口十二億のうち二十分の一に当たる六千万人と推算いたしましたと考えますと、年間需要可能な最低量は千人に一人と見て、約六十万本を年間輸出可能の第一目標に置き、一本を平均二万円とすればネットレスのみでも年間に百二十億内外の輸出を目標として企図することができるのであります。然らば増産によるその価格の下落ということは何人といえども常識的に見て当然のことと考えられますが、事、真珠に關しては他の品物と異なり、特殊事情があることを一言申述べてみたいと存じます。丁度昭和五、六年頃より欧州の経済界の不況に從ひまして、逐年価格は下落の一途を辿つたのであります。

これが大きな原因は、母貝一個当りの原玉挿入は従来一個乃至二個であつたものを、相場下落の対策として技術的研究向上を図り、幸か不幸か一個の母貝に対し五個乃至十二個の多数の原玉挿入に成功した。その結果は、増産に一層の拍車をかけたのであります。一方輸出先におきましては、相場の下落に伴ひ、加うるに無秩序なる販売政策により恐怖心を抱かしめて、大半の顧客は、注文の取消しと同時に仕入れ止めの非報に、我が業者は遭遇したものであります。ところが養殖業者といひましたし、金繰りの關係上、手持真珠の換金に迫られまして、委託販売の止むなき事情に立至り、その結果は、輸入商人の醜弄する成行き値段に

よるコンサイシメント販売を承諾するの止むなき状態に陥りましたため、遂に昭和十二、三年頃の真珠業界における一大恐慌を見たのであります。これが曾つて経験せざる、日華事變勃発前後の真珠価格の下落の一大原因となつたのであります。右申述べましたような下落の事情で、我々業者のみの力においては、對外輸出品に対する対策に一たまりもなく転落するは当然の帰結であります。本事業法成立に基き、國家が指導的立場におかれて、業者がこれに協力し、輸出の調整を図り、これと並行的に資金の斡旋をし、世界の需要供給を脱み合しますならば、この相場の反動は未然に防止し得ることを確信してやまない次第であります。

さて前述のごとく、我々真珠業者の生産の第一目標は年間約六十万本と結論されるのであります。口惜しくも現在の生産段階では、高品位の生産ができませんで、大部分は低品位にして、目方にして一本平均三匁五分、価格にして一本平均十四ドル、即ち五千元という、極めて真珠にあるまじき低き単価の輸出額を示しているものであります。昨年の輸出高は、通常輸出額十五億六千万円と、進駐軍みやげ物買入機關たるCPOの買入額三億七千万円の別途輸出額を合計して約二十億円であります。世界市場は常に現在生産の品質よりも遙かに高級な品質にして太いサイズを求めているのであります。然れどもこれは國家の保護政策なくしては、到底世界が求める品位のものを生産することの困難なる理由があるものであります。それは養殖年数で見ますと、最小限度一年から最大四年半の養殖期間を要するものであります。大

体においてサイズの小さいものは養殖期間が短く、大きくなるに従つて養殖期間が延びるのであります。然るに大玉を養殖する真珠の大型母貝の生産は実に少く、従つてその大部分は小型の母貝によつて小型真珠が養殖されておる現状であります。大型母貝を得るためには、母貝の保護政策のよろしきを得なければ、到底養殖に用いらるるまで育成することは、母貝の供給者又は真珠の業者の貧弱なる経済状態においては全く不可能なことでありま

す。更に又、母貝の保護政策よろしきを得て、大型真珠の養殖に着手し得たとしても、三年半乃至四年半の長期に亘る養殖期間に要する資金の調達なくしては、到底大玉の出現は不可能であります。結論しますに、外國が求めてやまない大型真珠は、如何にしても國家の保護政策がなくしては到底出現は不可能なのであります。元來真珠の価格の原則は、半径の自乗に正比例するところと云われておるのであります。が故に、真珠による外貨獲得の極意は絶対に大玉の生産にあることは異論のないところでありま

す。以上計画によつて果して世界市場がこれらの計画を価格の低落がなくして受入れらるか否かの問題については、我々は永年に亘つて研究して来たものであります。世界市場の需要量は意外に膨大なものであります。次の事実によつて御認識を得たいのであります。それは昭和二十五年に我が閉鎖機關が約千貫に上る真珠を公入札によつて放出いたしました際は、短期間に約千貫の真珠が世界市場に向けられたのであります。この放出量が如何に世界真珠市場の価格に影響するかは、実に將來の販売計画を定むる上に重大なるテスト・ケースとして注目されていたのであります。

以上計画によつて果して世界市場がこれらの計画を価格の低落がなくして受入れらるか否かの問題については、我々は永年に亘つて研究して来たものであります。世界市場の需要量は意外に膨大なものであります。次の事実によつて御認識を得たいのであります。それは昭和二十五年に我が閉鎖機關が約千貫に上る真珠を公入札によつて放出いたしました際は、短期間に約千貫の真珠が世界市場に向けられたのであります。この放出量が如何に世界真珠市場の価格に影響するかは、実に將來の販売計画を定むる上に重大なるテスト・ケースとして注目されていたのであります。

奥に短期間に放出した大数量にもかかわらず、真珠の価格はいささかも下向くことなく、ますます上向の一途を辿つておつたのであります。この事実、ペルシヤ真珠のなき現在、世界独歩の産業たる強さを發揮して、前述の計画に對して確實性を与える貴重なる裏付けを与えたものであります。

前述の事実によりまして、我が國にとつては極めて経済的に安定いたしましたところの重要な輸出品であることの御認識を得たことと存じますが、これに對しまして何らの施策もない現在の状態が続くものといはしますれば、万一甚だしい輸出の不況に際会いたしました場合は仮定いたしましたようにか、その場合は恐らく濫売と濫造と、かつて加えて金融の逼迫から、業者は養殖途上の玉の早揚げ等によつて低品質の輸出を招来し、宝玉的な品質の維持は到底望み得ず、遂には雜貨品扱いに転落することは避け得られない運命にあると存するのであります。かような状態に陥りますれば、ひとたび名譽を失墜した我が日本真珠の価値は、再び誇りある昔日の宝玉として世界に君臨する地位を挽回することは至難となつてしまひ、誠に憂慮すべきこととなるものと思ふのであります。我々はこの真珠事業法案が仮に施行せられしといたしすれば、差当りは國家の施策に順応するために或る程度の制約と苦しみのあることは当然でありまして、個人としての経営の見地からいたしますれば、少しの痛みもないとは決して考えられませぬが、外貨獲得が唯一無二の國策であると考へますならば、如何ような個人的犠牲もあえて堪へ忍んで、國家百年の大計の確立を

希うためにあらゆる情熱を傾けて眞摯な熱意を以てこの真珠事業法案の通過を期待するものであります。

このたび議員提出の眞珠養殖事業法案を拝見いたしますと、大体次の五項目になると思ひます。一、調節生産、二、金融の斡旋、三、母貝の育成、四、検査制度を設けること、五、国立研究所を造ること、以上五項目のことを行うことが、法の骨子となつておりますが、これはいづれの項目においても眞珠業の發展と國富の増進を図る絶對的必要条件であつて、業界人として実に衷心から賛成意見を持つものであります。賛成とかな賛成とか唱へる点はこの五項目のうち、調節生産と、金融の斡旋と、母貝の育成という点のみの三點に重点があるものと思ひます。第一の調節生産に關しましては現在專業の養殖業者は四百名に達せず、農村漁村の不況に喘ぐ折柄、新漁業法の實施により、新聞紙上等に書き立てて、輸出のホープなどの言葉に眩惑され、養殖眞珠業に転業しようとする希望者が相当多数に上り、三重県下のみにあつても七百名ほどの出願者があつて、聞いておりますが、大多数の者は仮に事業をなすといはしても、資金並びに技術などの点を總合判斷いたしまして、一年揚げの小玉の生産に殺到いたしますことは想像に余りあるものがあります。現在小玉の過剰を憂いておられます際、なお小玉の増産における拍車をかけますことは、小玉市価の暴落が避け得られない運命にありまして、これがため大玉、中玉もその影響を受けて市価低落は免れないものと憂慮されるのであります。かように見て参りますときは、

國策的にも眞珠業界の全般から見まして、今回施行せられんとする眞珠事業法に基く調節生産が絶對的に必要であると確信いたされます。第二、金融の斡旋に關しては養殖眞珠は、その製品の六、七割まで首飾用ネットクロスに利用いたしますので、普通のネットクロスは兩端に小さな玉を使用し、中央になつて中玉、大玉を使用するのであります。小玉は一年乃至二年で眞珠玉に完成するのでありますが、中玉、大玉に至りましては三年から五年の間作業をいたしまして、海中に養殖して置かなければならないものであります。

○委員長(木下厚雄君) 三輪さん、質問の場合に又お答え願ひまして、大分時間が超過いたしましたから大体で一つ打切つて頂きたいと思ひます。

○証人(三輪豊照君) もう少しです。従つて長期の資金が必要で業者の現在の資本状態では到底賄ひ切れないのでありますから、これ以上輸出の増進を図るには長期資金の融資を仰がねば目的の達成は期せられないのであります。特に最近の世界の需要を見ますと、ときには、指輪用玉だとか耳飾用玉だとかは、いずれも大玉、中玉のみでありまして、ネットクロス等においても中玉以上を利用した太連のネットクロスの需要がますます旺盛で、従つて中玉、大玉の非常なる品不足を訴えておられる現状であります。これを考えますと、長期資金の必要がいよいよ高まりつつある現状であります。これを考えますときにおいても、資金の斡旋はこの法案の最も重要な項目の一つであります。第三、母貝の育成……。

○委員長(木下厚雄君) その辺で一つ適當に……、あと質問の場合に、大分超過しましたから。

○証人(三輪豊照君) それでは母貝の育成のことでちよつと申し上げまして……、誠に大変時間を頂きました。有難うございました。以上申述べましたような次第で、業界人といはしまして、かゝる又國民の一員といはしまして、かゝるのごとき法案に反對する理由を見出し得ないわけでありまして、従つて本案を即刻實施せられ、議和成立ともなればより以上深く研究せられて、まだ改良される点は多々あるようにも考えられますので、諸公の高邁なる御識見と御意見によつて將來完全にして理想的なる法案にされんことを切に希望してやまないものであります。誠に長時間に亘ります御聽聞を頂きまして大変有難うございました。

○委員長(木下厚雄君) 只今の御発言は十分時間が超過いたしました。成るべく時間通り一つお願いいたします。次に大久保忠礼君。

○証人(大久保忠礼君) 証人、大久保忠礼と申します。私は本法案が関西眞珠協同組合の役員會議で問題になりました初めから、その目的は結構であつても実行が困難な法律だ、或いは実行の不可能な法律を幾ら出してもしそれは効果がない。むしろ逆効果を來たして、その法律が却つて害を及ぼす、國家にも損害をかける、不利である、業者の將來にも非常な不幸を見るというやうな点から反對をいたしておりました。ところが、今回お呼出しにあつて、忌憚なく私の意見を述べさせて頂くことができましたことを深くお礼申し上げます。

只今三輪証人の御発言は誠に眞珠の

状態、性質などを詳しく述べられましたが、併し本法案に對して果してそれが理想通り実行ができるかどうかという点が甚だ説明がまだ不十分であるように思ふわけでありまして、ただ理想的な案を述べられたように思われます。私もこの第一條に定めてある目的というものが三つありますが、これに對して別に異議はございません。ただ法案の條文を検討いたしましたときに、その二條以下がごとくどうも実行が困難であつた、弊害があるという点で本法案に反對するのであります。私は決して感情的に反對するとか、反對せんがために反對するとか、或いは獨善的な偏見で申述べるとか、或いは、現在も養殖業者として働いておられますが、その経験、經過して來た状態から考へまして、たゞ、眞珠下落の難局に立至つて、或いはその時代において、統制時代には統制法規もやすやす政府のお考えによつて行われる時代にあつたものでありますから、統制論者として始終先端において動いていましたのですが、その商品というものが動く経済的常道という点から見まして、宝玉だとかいふ御説明もありましたけれども、やはり眞珠も商品として動くのであつて、業界の從來経験して参りました動きというものを骨にして、この法案が果して実行ができればいいが、これでは実行が全然できない、逆効果を來たすという点で反對するものであります。従つて業者中にも多数の反對者があるように見受けておりますし、先ず私は関西眞珠協同組合の役員として先日役員會に臨みましたが、役員會の

大多数は反対意見を持つておりました。そうして先月の二十九日の役員会では、通過すれば今のうちに加工業者への融資三億円とかの請願書を出しておかんと、あとから言うてもその融資を受けるわけにはいかないからという問題で議したときに、法案そのものに反対なのに今から請願書を出す必要はない、法案が万一出たらそれから先でも遅しとせず、とにかく法案の通過というものは反対であるというような意見から、その請願書を、東京や三重はどうであつたか知らんが、関西真珠協同組合の役員会では反対しました。そして、いつそ地域的な業者を集めて總會を開く余裕があれば多数の意見を聞くのでもいいが、それを集めて聞く余裕がないから、先ず役員会だけで、そういうふうにきめました。ところが又、僅か一週間たつたかたつたの本月五日に、一日に東京でやつたその報告の会をするからというので役員会を開きました。その報告会の結果は、東京で皆さん御相談になつたことと思ひますが、前には三億円の融資請願を出そうという問題であつたのが、今度は十億円の請願を出すということで協議せられたのでありますが、殆んど……そのときに集つておつた中でお二人それに賛成の御意見はありました、あと多数は歯牙にもかけず、笑つたくらいのこと、問題になりませんでした。それは結局、法案というものの危険性あるいは不必要、反対、そういう意見があるので、有力な関西の業者もその席上にてははつきり反対であるということとを言明せられましたし、又或る有力な方は、この法律が公布されても二年か三年実施を見合はしておいてもろ

うて、世間の状態、業界の状態を見たとで実施してもらうならば至極結構だというふうな、先ず法律即時公布の反対の意見が出たようなことで、大多数は皆古い経験を持つたかたが反対するものである。どうかこの反対者が業界に多数あるという点を皆様の御賢察をお願いしたいと思ふのであります。それと真珠に関するいろいろ性質とか、そういうものについては述べたことはたくさんございしますが、時間もございせんので、私は具体的にこの法案そのものについていささか反対の意見を述べたいと思ひます。

その法案では先ず第五条の計画生産と金融、これらが骨子であると思ひます。これを除いては殆んどこの法案について何ら論ずるところもありませんように思ひますが、そうしますと、この計画生産というものが、果して国家が多額の経費を使つて役人を置いて、そうして監督するのが指図するのが知りませんがそれが理想通りに実行ができるかどうかという点は非常に疑わしいのじやないか、私はできないと断言するのです。そして万一融資をするにしても、その融資というものは公平に融資するのであるか、或る一部の者に対してするのであるか、果して融資というものに適当な担保があるものであるか、どうも政府の金なら使わねば損だというふうな、而もそれが何億というふうな大きな金を、多いはいいというふうな考えがあれば、一体誰が使うという、この融資の方法についても随分むずかしい。そして、必ず増産の結果、真珠の価格は下落するということは、これはもう太鼓判を捺しても明らかなことで、私はそういう

増産による下落ということには五、六回遭遇しました。そうして最初私的組合をこしらえて、販売の一つ便益を図つて、相場の維持をしようと思つてやり出したこともあり、それでも更に実効がないのですから、農林省の公認組合にして相当な罰則まで設けてやりましたが、これも少しも目的を達することができなかった。それから農林省の統制では到底効果がない。そのときは通産省でなく商工省でしたが、いゝ商工省のほうへ渡りをつけ、工業組合ならば非常に固い統制がとれるだろうと言つたこともありまして、わざ／＼小川商工大臣でございまして、御賛成を得まして、商工省令まで出して頂いて、重要工業品と認め、そして工業組合組織にもかかつたのであります。どうしても業者の話がまとまらないう、これもできません。そうして余り増産しまして、その限度を超えて増産しますと必ずこれは商品の動きの常道として暴落するのであります。暴落すれば真珠は売れなくなるというの、ほかの商品と違つた、ほかの商品は或る程度下落すれば又売行きもできるし、他と競争もできるといふ点もありませんが、真珠は安くなれば非常に売行きが悪くなる、そしてその売行きが悪くなれば注文も来ないし、つい止むを得ず投売りというものができる。この濫造濫売……市価暴落の原因を作るものは、業者中のやはり無理をした者か、或いは借金をたくさんした者から原因するのであつて、各業者共に一つも融資は要らないというのではない、それ／＼資本というものは事業に伴う大事なものであるから、資本はあらゆる手段を講じて作りま

しょうけれども、まじめに自分の分に相応した、そうして担保を入れて融資を受けて、生産に一生懸命努力してこそ、いいものができる。とにかく計画生産というふうな考えを以て、それをただ机上の空論で計画して、業者がそれぞれ自分の海の質とか、或いは自分の持つておる母貝の大小、資金、資材、技術、そういう点を勘案して、最も入念に、最も注意深く最善の努力をして、最善の方法で業者はやつておりますので、別に法律によつてこれに干渉する必要はない。殊に時代は自由経済時代であつて、昔の最多数、三百五十八名の時代でさえも、法律の固いものがあつてさへもうまく統制がとれなかつたのに、今千人にも近い業者があつて、今後ますますその業者は殖えようとしておるときに、これを完全に統制しようなどというところは甚だ時代錯誤であり、誤まつた見方であると私は思ふので、是非この法律の計画生産或いは融資というふうなことは実行ができないものだということを御了解して頂きたいと思ふのであります。殊に賛成論者の希望しておる輸出を百億に達せしめるといふようなことは、これはただ空想に過ぎない。こんなものは論ずるに足りない。私は長年扱つて、ヨーロッパ方面を初め世界各国の真珠の売高というものは、どうも飽和点があるのではなからうか。そんなものはありはしませんけれども、一方に売れば一方の流行は幾らか萎靡して来るといふふうに、世界のダイヤモンドが丁度一生生産で価格を保つておるようなものであつて、ただ融資しさえすれば、完全にいい玉を大量に増産しても値が下らんとするものではありません。

殊に真珠は、今戦後のストックが非常に少かつたので俄かに売れ出して来たものでありますから、幸運にも市価の暴騰を来たして、例えば昨年開鑽機関の多額な真珠が市場に流出しまして、消化されたという言葉も出ました。これは丁度注文、需要があつたときに丁度消化されたのであつて、それは日本にストックが少く、注文に応じ切れないという好況時代に流出されたから消化したのであつて、この事業は、今のところ非常に養殖業は利益のある事業であるところから業者が殖えた点でもおわかりと思ひます。又業者が母貝を争うて買ひました結果、母貝の値段というものは戦前に比較しては一万倍からの暴騰の、大変高価な母貝を養殖業者は買つてまでもやつたのであります。それがためにここに二、三年前からは母貝地から母貝を買いだけでは足りない、高い、めいめい稚貝の繁殖というものを図り、それ／＼育成して、たくさん今は養殖業者の手持の母貝というものが、稚貝というものもありませんから、本年のときはこのまま放つておいても五割、或いは恐らく二倍に達すると思ふのですが、この増産というものは年々増産するので、このまま捨ておいても増産し過ぎて困るほど増産すると思つておる。あえて法律によつて、それも甚だ不完全な法律の下にたくさん国家の経費を使い、或いは官吏の指図を受けながら、これは統制的に規制しようといつても、それは決してできないのであります。で、むしろ捨てておいて自然の増産を待つほうがいいと思ひます。従つて業者中に、若し

価格が余りに増産した結果暴落する場
合がありまして、それは自由経済の
常道で、やはり引合わんものはやめる、
或いは甚だしいものは借金に苦しんで
倒産するものもできましようが、これ
は止むを得んと思ひます。自由経済時
代には……、それで初めてだん／＼と
その認識を深め、各自が注意するよう
になるのであつて、安易に資金は政府
から出る、或いはこう思うようなこと
があつては非常に遺憾だと思ひます。

従つて母貝地への助成金なども私は必
要もないし、真珠が下るとか上るとか
いうようなことは、ほかの商品とは違
つて、下るときには急激直下大暴落を
するのであります。半値になつた、又
半値になつたというふうに、二度目の
半値はつまり四分の一に下つたわけな
んです。そういうような暴落をするの
であつて、そのときに當つて融資を受
けておるような無理をした業者の真珠
は、どうしても業界に大害を及ぼす、
投ずるといふようなことはやはり小さ
い業者はやりません。それは必ず大き
な業者の無理をしておる業者から起る
ので、弊害が伴うのであります。で、
私はこの融資、計画、生産、今のところ、
この法文を見渡して実行のできる
ものはないし、又それを無理に実行し
ようとしても不公平であり、決して公
平には行われなかつた、業界には害があ
る、益はないと思ひます。研究所も余
りその効果は認めません。私はまだた
くさんこう書いたものは持つておりま
すが、今時間がなんというので、又質
問に應じてお答えもいたしますけれど
も、母貝の助成金を与えて母貝を助成
するなどは必要もないし、真珠業法案
というものは養殖業を規制すればいい

ので、若し輸出検査などを是非やらな
ければいかんというならば、やはり真
珠輸出業者も加えておるならばいい
が、その対象の中に真珠輸出業者は加
えもせず、真珠の輸出検査の義務の
あるがごとき法規は、法規としては
不完全であらうと思ひます。まだたく
さん書いては来ましたが、到底これは
申上げる時間がございませぬけれど
も……。

○委員長(木下辰雄君) 質問の場合に
お答え願ひますから……。

○証人(大久保忠礼君) どうかこの法
案は反対者が多数あるのでありますか
ら、まあ民主的にどうにか排撃して頂
きたいと思ひます。又質問でも
ございませう……。

○委員長(木下辰雄君) 次に山崎英二
君。

○証人(山崎英二君) 先生がたには先
づ現地に来られて賢島母貝地協
同組合四十数箇村、翌日当浜島にお越
しを願ひまして、この法案と関連ある
か、又はその他の生産という面につ
いての御視察か、その程度は知りませ
んけれども、問われるがままに來られた
先生に私どもお答えさせて頂きました
事柄につきまして……遠方までお越
し下さいましたことを厚くこの席で御礼
申上げます。

特に遡つて記憶を呼び起しますと、
木下委員長の下にすでに公布さ
れました漁業法の委員会の公聴会を傍
聴させて頂きましたこととあります。
そのときに真珠業者の代表といたしま
して堀田三郎氏が指名されておりま
したところが、御病氣のために代りま
して片山さんが御出席されて陳述した
ことを私記憶しております。そのとき

に、この法案が一応通過いたしました
も真珠養殖に限つては別個に何かの法
律を設けておきたいという言葉があつ
たように記憶しております。それに端
を発しましてこの真珠業法案という
ものの要綱というものが先づ三重県に
参りまして、当時新聞に拝見いたしま
して、我が県の長官青木さんにもこれ
に見られますが、真珠養殖事業法とい
う名前はその当時はございませぬけれ
ども、かような法律によりまして三重
県に真珠研究所ができるということ
を開で発表されて、はあ、如何に
もこういふものが將來できて来るの
だ、というのを私承知いたしました。

以來これに關しまして衆議院のかたが
たにおきまして種々現地母貝地とい
たしまして、先づ中心地であるところ
の英虞湾の漁業協同組合の組合長、そ
の他幹部を三重県漁連に招致いたしま
して、かような構想の下にということ
がありまして、その当時、これは
浅野長光さんの案ですが、それには、
母貝地というものの考え方は扶殺され
ておりまして、真珠養殖業者が一貫的
作業である關係上、母貝地も自分の
掌中に収めるがごとき要綱案を拝見
いたしました。そこでここに列席して
おります英虞湾の各協同組合長は一九
なつて、先づこの法案のようにやら
れた場合には、母貝地として手も足も
ぎられたようなもの、何のために今日
まで當々として祖先がこの母貝地とし
て立つて来た事柄において、このよう
なことは子孫に対して……漁村の荒廃
にかかわる、このときに我々は奮起し
て、どうしてこの要綱を改むべし、か
ように進言したのであります。先般この
事柄につきましても、皆さん始め、堀

口さん、そうしたかた／＼と衆議院の
委員長におきまして懇談的にお話を申
したことも記憶しております。そのと
きに、この法案に対して、母貝地漁業
協同組合は、反対しておるのではな
らうか、かような御質問を受けたので
あります。それは皆さん甚だ御迷惑で
ございませぬ。なぜならば申します
と、その反対の聲はみづから業者の
かた／＼が反対しておる。わかりまし
た、私の失言でございまして、率直に
取消をされました。母貝地といまし
て、先づかような法案ができる、で
きんにかかわらず、生産をして行く
ということは、これは漁業協同組合の使
命でございませぬ。先ほど大先輩の大
久保忠礼さんが申されましたが、この
かた／＼にいたしまして、明治、大正時代
から浜島の貝を十銭、十五銭という時
代から取引を願つたかたであります。

又堀口さんにいたしまして、三輪さ
んも、ここに御列席の業者のかた／＼
は、浜島及び英虞湾、神明浦、立神等
の母貝を以て、御本さんはともかく
でございませぬが、今日までの大を成し
て来たということは、いわゆる業者と
協同組合の母貝生産地とは魚と水とい
う、この業者の立場が一体でなければ
ならん、又業者のかたにもお金を儲け
て頂かなければ真珠貝の値打もない。
買つて頂かん場合には、まあ食べられ
はいたしますが、毒薬を持つていて、
腹にあたるというふうな關係上、どう
しても真珠貝——阿古屋貝というもの
の使命は……天然真珠、この大自然の、
地球ができてから、先づ英虞湾にいた
しまして、大村湾にいたしまして、
も、その養生はたくさんあつたと思ひ
ます。それを、大久保さんなり、又先

代の見瀬さん、又森本さんというよう
な、そうしたかた／＼からこの真珠と
いうものの研究が始められて、真
田真珠の真価がここに出て来た。時代
がすでに移りまして、これを外国に売
るという時代になつて、国家産業とい
うことに相成つて来たということ、は
私申し上げるまでもないと思ひます。か
ようにいたしまして、今回の漁業法の
あり方を静かに……私どもは若い経験
を持つて来たのであります。であります
すら、この事業法というものができま
りまして、その運用、これによりま
して、如何なる波乱を起すかというよ
うなことも或いは想像できます。たが
併し、物をこしらへるときには、相当
研究をする、考慮を払うということ
は、これは結構でございませぬが、併
し、こうした事柄におきまして、私ど
もはこの宣誓にもありますように、良
心に従つて意見を述べてみたいと思
う。決して協同組合は協同組合の立場
で、自己勝手な意見であるというの
じやなくて、先輩又は自己の体験から
申し上げてもらうのでございませぬが、
いわゆる漁業法なるもののこの行き方
におきまして、三重県では相当でんや
わんやをしておるということは諸先生
方もよく御記憶を願ひたいと思ひま
す。更にこの席上を借りまして、それ
は三重県なら三重県の行政上のこと
であるから、こうおつしやられれば
ございませぬが、先づ長官の腹の中
にもよく／＼入れて頂きたい、かように
思うのでございませぬ。御通知を頂き
ました発言内容の事柄につきまして、真
珠養殖事業法案の全般及び各条項並び
にこれに關連する事項について有せら
れる賛否の意見並びにその理由」とい

ことであります。これを私どもは大別いたしまして、先ず二つに分けてみたいと思つてございす。全般及び各条項について、そのうち特に全般については、かね／＼陳情してある通り、賛成の意を表します。その理由は、法案の目的、第一条には、国民経済の発展に寄与するところであるが、この事業は日本が持つ特殊産業であるために、漁村経済に及ぼすところ至大であるからであります。各条項について、若しこの意見によりまして、いろ／＼と衆議院のかた／＼と取捨御決定を願うならば幸甚と思ひますが、先ずこのうち内容において問われておる関係上お答えさせて頂きます。これは内部規制の事務的に過ぎない、法は一つの目安であつて、法のみにこだると、すぐ裏を考えると、それは、その事例はいずれにも多々ある例でございす。要は漁業者と言わず、業者と言わず、この場合の業者は真珠養殖業者を申し上げます。真珠の玉のごとく、純真にして純美であつてはいいのであります。次に、各条項を改めるといたしました場合の私の希望は、先ず第五条の、只今大久保さんも申されました計画によりまして、農林大臣にその所定の書類を提出する、こういうふうな相成りまして、更に農林大臣がこれに勧告を与える場合、この勧告を与える場合のみに限つて資金を斡旋する、これが非常に私も理解に苦しむ点でございす。先ず第二条におきまして、この法律において養殖事業とはこれ／＼、養殖業者とはこれ／＼、かように明定してある関係上、一に母貝生産地漁業協同組合はいわゆる事業者であるというように解釈するのでございす。その場

合、昭和二十七年年度の母貝地の生産計画は、先ず一万貫乃至二万貫は浜島町でできる、英虞湾においては一万五千貫できる、神明浦においては三千貫から五千貫というものができる、この計画は必ず出さなければならぬ。こういうふうになつておりますが、その場合、業者との貝の配分その他の関係で助言なり勧告を大臣がする。かような場合に、それでは浜島町は計画に二万何ぼ出たけれども、もう五千貫何とか増殖の方法はないか、それに邁進せよというふうなことがあるならば、遮二無二にせねばならぬ。けれども、畑に大根や胡瓜を作るようなわけにも行けません。適当な改良と適当な漁場がない限りはそれは無理でございす。だが併し、不可能を可能とするということには、先ず天然資源、大自然に變りはない限りは、或る程度は満たされるところと思ひますが、これには自己の意見も混りますが、先ず浜島といたしましては國家に対して要求したい点が多々あるでございす。その勧告を受けるたものに限つて資金を斡旋するという事柄は、これは全般を指しての資金の斡旋というふうな行き方にお考えを改めてもらいたい。こういうふうな考えでおるものでございす。

次に第六条の「農林大臣は、左の各号の一に掲げる事業を営む者を組合員とする漁業協同組合」、こういうふうなあります。御承知のように現在の漁業法では真珠貝というものは共同漁業権に相成ります。而して稚貝採苗その他は、ここにも高橋第二課長もおられますが、当時申上げましたように、三重県においてはこの採苗施設、投石施設をひび建養殖ということにおいて一応漁業権の免許を、目下受付けさせて頂きまして、申請中でございす。そのうちに先ず第一優先順位はかようにする、組合員を持つ漁業協同組合が管理権を持つて行つ場合は第一優先順位ということになつております。我が浜島は、これを漁業協同組合の自営ということに一応いたしました。他に競願がございせん関係上、先ずこの浜島が長官から頂くと申します。こうなつた場合に、そこにこれは法の、先ほども申しましたように一つの目安であるから、抜いておいてこうということに勿論將來なると申しますけれども、先ず条文の中に「事業を営む者を組合員とする漁業協同組合又はその漁業協同組合を会員とする漁業協同組合連合会」に対し、予算の範囲内において、必要な助成を行うことができる」と、かようなあいまいな文字を使わずして、助成するものである、こういうふうにはつきり申して頂きたいのでございす。

第七条の条文は標準価格の公表でございす。これが先般大蔵専門員のかたがたが、これは事務当局でございまして、我が浜島に來られまして、ときも、ここに参列の英虞湾関係業者が協同組合のかた／＼と一問一答、よくこの法案の内容につきまして話も聞かされて頂きました。そのときの母貝の価格公表というものは、一応これは昔の統制経済的な行き方であつたか、そうなる、これによつて何十％かの漁業協同組合が維持経営し、その真珠貝に對しまして、公表価格を作るといふことも一応どういふものであ

るかといつた時に、確定的には申上げられませんが、ここがいわゆる法の解釈による取扱と思ひます。それは或る一定の最低線をきめるのである、こういうふうな申されまして、最低線となりまして、算盤高い業者のかたがたも最低線であるから、今後は浜島の入札会があつても四千円か三千円と仮にいたしまして公表されたときには、それを上廻ることはない。どうしても大玉を使う、又は中玉を使うといつた場合に、英虞湾の貝でなければいけない、それを求めるところは浜島以外にないといつた時には、入札方法によりまして最近御承知のような効果を生んでおります。これは業者も痛い話でございす。痛い話でございす。自分の商売になる以上、これだけの価格を犠牲に払つても真珠玉を作るということが言ひ得られると私は思ふのであります。この場合、農林大臣が公表するといつた場合に、次の審議會といふものができるといふのでございすから、その審議會の意見を聴くと同時に、母貝地協同組合の意見を重要視して頂く、かように希望するものでございす。

それから罰則の点でございすが、これは岡さんも先だつて賢島に來られましたときに、いろ／＼協同組合として考える点がございせんかと言われまして、私どもはつきり申上げる材料もございせんので、いろ／＼と考へましたところ、先ず検査制度に対する罰則といふものは、これは一応このままではいいと思ひますが、先ずその他の報告義務、そうしたものに對しますこの罰則は、その事業者に對して助成及び資金の斡旋を停止するという程度に御緩和を願ひたいと思つてございす。

それから附則の施行期日でございすが、諸先生方の御審議によりましてこれが御通過を見るときには、二十七年四月一日からこれを施行するといふことになつておりますが、これは即日施行というふうにお改めを願ひたいと希望するものでございす。

時間がございせんから簡単に申上げますが、大久保さんは先ほど、業者は二年や三年の玉を作る貝が手持ちである、如何にもそうでございす。現在ひび建養殖なり、又は籠活等によりまして稚貝を付けて手持ちにしておられますが、これが現在の漁業法におきましては、真珠養殖といふことは、いわゆる玉を作る業者といふことになりまふので、採苗施設から成員、母貝になつておる関係上この仕事は、だんだんと業者自体が、若し籠活なり稚貝採苗なり、そうしたことをやつたといふことになれば、直ちに何かの発動があると思ひます。又漁業組合も、虎視眈眈として業者のかた／＼がさうなことをやるのじやなからうかと思ひ、八角にしてこれから見廻らうかと思ひ、二年は使用できますが、そういうふうな漁業組合の母貝育成ということに待たなければ、どこから貝が出る。現在ここに松野さんもおられますが、大村湾その他の方面からも相当英虞湾の貝が入つて來ております。傍聴におられるところの中井宗五郎さんが先ず英虞湾によその五色貝なり、そうした貝を

持つて来たときに、これが学問的に三重県水産試験場において相当御研究を願つた場合に、荒廢等につきましても、英虞灣において貝が皆無の時期が来るのではなからうか、従つて玉の値打、出来上りというものに非常にひびが来る。こういうことを申し上げ、水産試験場の御研究に待つて見たいというようなお話もございました。御承知のように本年英虞灣におきましても、五ヶ所灣におきましても、小指の爪ぐらゐの稚貝、これはどういう方法に使うかというところは私もよく知つておりますが、先ず大きな玉を作る、数珠玉を作つて行くというときには、来春手術する場合に手持品がなければいけない。であるからこれだけの小さい貝は、大体目方にいたしましては僅かでございますけれども、一貫匁といったしますと何百個、何万個というものが、相當な数において取引されている。こういう場合にこの取引先が、誰が持つて行くかという、口汚なく言えば業者が持つて行くというよりはかに途がないのであります。こういう場合に漁村経済がこの真珠事業法の第一の目的に果して達するかどうかということ、私は、私どもは静かに考えるときに、これは港灣全般として大久保さんはこれは個人としての意見もございまして、上けれども、そうした事態が来るというときには母貝地にそれだけの助成をして頂く、併しこの助成を安易に受入れるものでございませぬ。相当人件費なり、資財というものが数多くかかるのであります。そうしてこれらの稚貝採苗というものにつきましても、粟粒ぐらゐの間から顕微鏡で見まして、粟粒ほどのものから爪ぐらゐになり、爪ぐ

らいから二錢銅貨ぐらゐの大きさになり、これを一々分析して、これは私どもは素人でございませぬけれども、業者のかたへはよく見ておられます。そうした手数のかかることはなからうか、容易なことではございませぬ。これらに對して国家は、又県は協同組合に對して力を、若し国家なり県がそれだけの補助助成がなかつた場合には、母貝地の言いなりの値にやつて頂けまつかというのを御誓約願ひます。さうなことに於いて、若し国家なり、県が助成なり、又資金の斡旋ということをする場合においては、いろ／＼制約を受けまつか、なか／＼これはむづかしいと思ひます。そこで高橋第二課長さんとも先だつて會つたときに、先ず投石事業というところは、ここでは言い傳へませんが、国家がやつてみる、よろしうございませぬ。それは結構でございますが、又國家といつた場合に浜島なら浜島に投石事業をやるといつたときに、浜島の漁業者を使わずにこの人を使うのか、その資金の斡旋なり、水産庁といたしましてそれだけの予算を以て施行するといつた場合におきましては、三重県を信用してやつて頂きたいと思ひます。又質問のときにお答え申上げたいと思ひます。以上であります。

○委員長(木下辰雄君) 次に松野伝君にお願ひします。
○証人(松野伝君) 最初に証言上の立場を申上げておきたいと思ひます。ここに掲げてあります通りに、この証人の中にただ一人長崎県の代表として入れさせて頂いたわけでありまつか、私は一漁業組合長として母貝生産業の立場に立つておると共に、又半面養殖業という立場にも立つております。又母貝生産者とそれから養殖業者とは、これは不離一体の立場でありますので、本法案のあり方というものは私は一連の立場において証言を申述べてみたいと思ひます。具体的なこととは前の証言におきまして幾々御説明になつたわけでございますが、私はこの法案をどう見るかというこの法案の見方について、いささか抽象的になるかも知れませんが申上げてみたいと思ひます。

ダイヤモンドと真珠は、これは申上げるまでもなく世界的な二つの宝石であります。世界中の誰しもが憧れの的の品物であります。曾つてアメリカ人が長崎に終戦後來ました当時、或る婦人に長崎島の業者が真珠のネックレスを一つ進物としたわけでありまつか、そうしたときに、その婦人はどうしたかと申しますと、ものも言わないで涙をばた／＼落しながら小躍りして喜んだといふことを、先だつて事実として私は聞いたわけでありまつか。事、真珠に關する限り如何にこれが宝石として高値を持つておるかということが、それ一事でわかるのであります。又ダイヤモンドに對する我々の觀念も、それには似たものがあると思ひます。このダイヤモンドのことにつきまして、私は曾つてイギリスがダイヤモンド政策をとりました時分のことを若い時分に勉強をして、未だに記憶しておるのであります。第一番目に、非常に自由貿易主義の英國が、この原産採掘の制限を加えるとか、或いは濫掘、濫産を抑制するとか、そうして自衛力の維持のためにあえて経済的援助をするとか、更に我々が以て参考にすべきこと

は、このダイヤモンドの市價維持のために非常に價格的な政策を講じて、その價值の保存に努力しておるといふ面でありまつか。これは勿論、現在のダイヤモンド政策におきましては、自主的な立場においてやつておるといふことであります。我が國のこの真珠政策におきましては、今日まださういふ自主統制の立場をとるまでに我が國の経済は行つていない。全くこれは高度の自主統制でありまして、又一つの経済的安全の保障でもある。そうして更に、これを證じ詰めれば、これは計画生産であるといふことなのであります。それが故に今日までダイヤモンドといふものは、少しも市價を落してない。これに對して東洋の我が國の唯一の宝石であるところの真珠の政策はどうであらうか。全くダイヤモンドと真珠は對蹠的であり、対比的であると私は思ふのであります。イギリスにおけるダイヤモンド政策に對比して真珠の立場はどうか、真珠の生産業者の心掛けはどうか、或いは計画生産をやつておるか、或いは國家乃至自治団体の施策があるかと申しますと、今日全くこれは自由放任の狀態に置かれておるので、勿論これは自由経済下であります。勿論これは自由放任の狀態に置かれておるので、それは当り前なのであります。母貝の生産計画にしても、個々ばらばら、玉の生産計画もその通り、又資金面はまさに弱肉強食の狀態に置かれておる。これではとても國家が、國家の立場として要求するところの十五億の外貨獲得、それを百億に伸ばすといふことは望むべくもないと思ひます。こういうように今日の狀態におきましては、まさに悲惨な狀態に迫りやうたはれないかといふ危懼の時期に到達しまして、我々は今や反省の時期に達したのであります。この法案が出ましたのは、つまりこれは反省の結果でありまして、真珠といふものに對する國民の大きいところの反省の結果、我々の選良がこれをまさに編み出さんといふ非常な苦衷の最中であるかと思ひます。現在大村灣におきましては、英虞灣その他のように過去において十分増産を見ていないわけでありまつか、今日の状態から申しますと、まさに過去において英虞灣が煩悶して來ました過程をとりつつあるのであります。私たちは投石なり或いは採苗施設なりといふものをやりまして、母貝の増産を図り、それと同時に大いに養殖業者にも仕事を拡張して頂いて一路増産の傾向に進みつつあるのであります。

私はこの法案を眺めまして、一々この箇条につきましての議論は、今こゝで申上げる準備を持ちませんが、併し最前三重県のはうから出ました御意見の中に、私は少し不思議な点を発見したわけでありまつか。それは昭和十三年の七月に非常な不況に陥りまして、市價が暴落した際に、三重県から陳情書が出ていたものであります。約十七カ町村、或いは組合長、町村長のかた々が陳情書を提出されているのを読みますと、うたた感慨無量のものがあるわけでありまつか。その中に、こういうことが謳つてあるのに氣付いたのであります。非常に不況だから要するに國家として援助してくれ、こういう筋合いであります。が、「官辺、学界に加工並びに養殖技術を指導するに足る新研究なく、徒らに當業者の経験的施術に放任すること。養殖業者の急増せる結

果、漁場面積に比して養殖員数の過多を来たし、為に栄養不良に陥りたること。漁獲量の自給的行動あること。資金難のため市価維持の自衛力の欠けること。」「こういふような具体的事項を挙げまして、当局に対して陳情されているのであります。これが昭和十三年の七月に陳情されております。この昭和十三年の状態はあたかも今日にふさわしい状態ではないか、私はあえて断言したいのであります。こういふ過去においてこれほど苦痛を嘗められた三重県におかれまして、再び漁民或いは養殖業者が苦しむようなことをしたくない。この法案は丁度昭和十三年七月の三重県の苦しみを約十数年たつた今日はつきりと裏付けをする事実ではないか、私はこう信ずるものであります。

本法案の通過に對しまして私たちが長崎県の母貝生産者並びに養殖業者は、一日も早くこの法案の決定、通過を見ることを懇願いたしてゐるものであります。私急遽上京いたしまして、この法案が審議されつつあるということは聞いておりましたが、その内容に至りまして十分検討しておりませんが、ただ私が眼を通した場合には、今申し上げましたように、全く大乗的な立場において本法案が通過することを希望するものであります。米或いはその他の食糧の統制は、不足が故に統制をされるのであります。本法案は、不足するのではなしに、殖えて立派になるような一つの統制なのであります。自由経済下におけるところの統制といつたような単純な統制ではなしに、向上のための、国家の大目的のための、そして又お互い生産者を究極において助けて

頂くところの法案でありたいものだ、こう信ずるものであります。以上。
○委員長(木下辰雄君) 次に青木理君。

○証人(青木理君) 私は過去四年有半三重県知事として、真珠の殆んど大部分を県内で生産をする、その三重県の知事をやっております関係上、真珠の問題については相当大きな関心を持つて今日まで参つております。従つて、真珠養殖事業法案の提出されるに至りました今日までにおいて、相当関係をしておりまして、その経過を御報告申し上げ、同時にこの法案についての私の意見を簡単に申し上げます。

真珠の重要性、これはもう今更申すまでもありません。実は一昨年ヨーロッパからアメリカを二月ほど旅行いたして参り、その旅行中、特に真珠の問題につきましては、特別の関心を持つて見て参つたのであります。で、結局のところ、真珠というものがアメリカは言うまでもなく、世界各国において、特に婦人の憧れと申しますか、執着の的になつておる、その程度も非常に高いものだということを直接体験をして参つた。もつと真珠の生産、真珠の販売について国家的の見地から考へなければならぬということをつくつく感じたのであります。同時に、真珠の輸出、真珠の世界的な地位を維持するということ上から言つて、何が最も大事な問題であるかということ、結論を申し上げますと、価格の安定といふことの一言に尽きるところであります。これは各地における真珠の販売者、そういうふうな関係者の人々から私が旅行中にたび／＼陳情を受けまし

て、日本としては是非この価格の安定のためにもう少し努力して欲しい、それが結局真珠の将来を約束する唯一の途だということ、これをたび／＼聞かされたのであります。だま／＼真珠業に關係せられる業者のかた／＼の中にも、この真珠価格の安定ということについて非常な関心を持たれるかた／＼が非常に多いのであります。そういうかた／＼と相談をしながら、いろいろ／＼と今日まで努力をいたして参つたのであります。一方、私の県は今申上げたように真珠の主たる生産地でありまして、終戦後今日までの間、進駐軍は勿論、海外からの旅行者の真珠養殖場の見学、の観光客というものは極めて多数に上つております。御本県の調査によりますという、恐らく一年に五千人を下らないというふうなことであります。こういうふうな人々の便宜を図るために、英虞湾の一角賢島に真珠を対象とする観光客を対象として賢島志摩観光ホテルというものを約一億円の経費を以て県において作り出したことは、或いは御存じかと思ひますが、こういうふうな大きな仕事をやりましたのも結局は三重県における真珠業の如何に重大であるかということの証拠の一つであらうと思ふのであります。

当時私どもがこの真珠界における二つの問題、一つは価格安定の問題、それから真珠の生産地の中心地である英虞湾において研究所を設けたといふふうな意図の下に、いろいろ／＼と御相談を業者のかたにいたして参つたのであります。それが、その一つの現われがこの真珠事業法案となつて参つたのであります。真珠事業法案の内容につきましては、私自身知事といたしましては全然関与

をいたしておりません。これは水産委員会において立案されたのであります。この内容につきましては、真珠業者全般の意向をそのまま採入れてあるものと、私は今日までの手続上そういうふうな察しておるのであります。この真珠事業法案の内容についていろいろと先ほどからも議論を伺つておるのでありまして、真珠事業法案を今日まで進めて参つたその経過から見まして、この法案は真珠業者の大部分の希望なり意向なりを反映しておるものと、私はこう考えております。又一応現在の段階におきましては、先づいろいろ／＼と議論はあらうと思ひますが、大局的に見まして、この程度のものが先づ最良のものではないかといふふうに私は考えております。

先ほどからもいろいろ／＼議論がありまして、特に私として感じますことは、今後生産を殖やして行つたならば価格の維持ができない。これは暴落するの、は当たり前だといふ意見に対して、私は自分の考えを述べたいのであります。が、この価格の維持ができないといふ最も大きな理由は何かと申しますと、真珠の生産と申しますと、それは産業と違ひまして特殊な形態をなしておる。即ち稚貝から母貝にしてそれから真珠の養殖というこの全生産過程というものは、少くとも五年以上を要する特殊な生産過程を持つ。従つてこの間における資金といふものは相当多額に上つてゐる。非常に経済界の好況な時代、又真珠の価格の上昇過程において、こういうふうなことも或る程度救済し得るのであります。常にこういうふうな長い生産過程において、は相当の資金を、この産業が国家的な

産業である以上、国家的に面倒を見るのは私は当然なことではないかと思ふのであります。私、実は自分の家の業として製糸をやつております。で、真珠の生産というものが生糸の生産と誠によく似通つてゐると思ふのであります。ところが生糸に對しましては、国家的に大いに保護育成の方途を講じておる。然るにこの重要産業である真珠に對して、今日まで国家は殆んど放置の状態であつた。何らかの方途を講じて真珠生産に對する保護育成の途を講ずべきであるといふふうに考へるのであります。その最も有力なる途は結局現在の段階におきましては、資金の問題であります。資金と申しますも、私としては二種類あると思ふのであります。その一つの面は生産過程における資金の斡旋、第二には価格を安定させるための安定資金といふものを政府において考へて頂く。先般の国会におきまして糸価安定資金として三十億の予算が通過した。真珠におきましてもこれと同じく真珠価格安定資金といふものを政府において是非考へて頂くたい。そこまで行つて初めて真珠事業法案といふものが成立して来ると思ふのであります。このことは真珠産業……、この法案の問題の直接の監督官庁である農林省、農林大臣の廣川さんも私に對して全く同様の意を表された。これは結局価格安定資金を創設するところまで行かなければならぬ、自分も全く同感だ、そういうふうな今後努力しようといふことを約束されておるのであります。これは今すぐそれを望むことは困難と思ひますが、そこまで一つやつて頂くたい。若しそこまでやつて頂けるならば、この真珠

事業法案に対するいろいろな意見も私は解消して行く可能性が非常に強いのではないかと考えています。

実はこの法案を作りますまでの過程

におきまして、ほかの法案とちよつと違つた点は、この法案を立案通過させるために、業者から一億円という大きな金が政府に対して寄贈されておるの

であり、その一億円の金は一位と
から出て来たかという問題でありま
すが、戦争中に統制会社ができまし
て、合同真珠株式会社というのができ
た。これはたしか百万円であつたか二
百万円かの小さな会社であつた。それ
が今日まで経過をいたしました結果、

一株五十円の株が、生産の結果、恐らく四万円以上の金が業者の手に入ることになったのであります。そこで私は業者のかたに対して真珠業百年の計画を考へるならば、一つ自分たちの手に入る四万円以上の清算金のうち一部を、一つ業者自身の手によつて積立て、そしてこの金を基礎として皆さんがなす真珠業界の将来の発展のために何らかか

の役立てをするようにしたらどうかということを私が強く要望をいたしました。そうして私の知る範囲における代表的なかたがたにお集りを願つて私から懇請をいたしましたところが、業者のかた々は満場一致を以てこの希望に賛同の意を表された。その後業者のかた々の自主的な働きによりまして

この一億円の金を集めることに成功し、そうしてこれを政府に寄附するという手続きをすでに終えておられるのであります。私は業者のかた／＼の將來に対する備えのために、こういうふうな熱意のあることを非常に感謝をいたしているのであります。このこと

とは取りもなおさず業者のかたぐい
の大部分がみずからの手によつて、みず
からの仕事の将来を確保し、又発展さ

せるために如何に一致協力をしておら

るかと、いうことがわかるのであります。先ほどもどなたからお話がありました。この一億円の金が将来のこの真珠業界の発展のために、私は大きな助力となることを信じています。

が、私の今日まで知事という立場にお

いて折衝して参りました段階においては、この法案の通過に対して大部分は喜んで迎えておられるものと私は信じます。又一部において御意見もあろうと思いますが、大局的な見地から真珠業界の将来を眺めるならば、小異は捨れて、先ずこの法案の通過が望ましいということをお私に確信をいたしております。

以上申し上げまして、余は御質問に應じてお答えをいたします。

○委員長(木下廣雄君) これで証人の証言は全部終了いたしました。証人に對する各委員からの御質問は午後に譲りまして、午後は一時四十分から再開いたします。ひと先ず休憩いたします。

午後零時五十二分休憩

午後二時開会

○委員長(木下辰雄君) 午前中に引續いて委員会を開会いたします。

証人に対して御質問がありましたらお願いいたします。

○秋山俊一郎君 堀口証人にお尋ねいたしたいと思います。この日本の真珠が戦前においては七〇%がヨーロッパに輸出されておりました。戦後二、三

に輸出されておつた。戦後において

その七〇％は、アメリカに向はれた。おるといふことを先ほどお述べになられたようでしたが、戦前一番真珠の世界に出廻つたという、いわゆるペルシヤ湾の真珠が相当出たつた時代

と、そうして日本の養殖真珠といふものを合せた、いわゆる世界市場における真珠の生産というものは、当時どれくらいあつたものかということが、若しおわかりであるならば、それを伺いたいと思います。それから、現在の真

珠の日本の生産量はたしか一千貫程度生産されるということを知つておりますが、現在の真珠の価格は、いわゆるまあ世界市場における価格というものと、世界市場といつたらいいか、日本で輸出する価格といつたらいいかも知れませんが、その価格と、そして店頭前において一番真珠がよく出ておつた時分の価格との釣合いはどうなつてお

が、それを調整して考えた場合に、現在の価格と当時の価格とどういうふうな差があるかということがおわかりであつたらお話し願いたいと思います。

○証人(堀口初三郎君) 今秋山先生から御質問がありました、お答えいたします。

ます。題前は、世界の流行の中心カバリでありましたために、日本の養殖真珠の殆んどいいものはフランスへ輸出されてしまったのでありまして、日本製の真珠の約七割くらいはヨーロッパに出しておりまして、その当時は、アメリカはイミテーションが非常に多く売れ

ていました。元來、戦前はアメリカはイミテーションばかりを主に使っておりましたのでございます。そうしてアメリカの脚番入の麦片具二、三割のは大

リカの御婦人の装身具というものは大

戦後、御承印の通り、歿州がああいう
ツバへ約七割程度出ておりましたが、
それでそういう関係で、戦前はヨーロ
プで、パリで主を買つたものであります
が、パリで主に行つて、フランス

經濟狀態になりましたものですから、アメリカへ非常にこの真珠が、進駐軍の兵隊さんが御本木さんあたりへよく行つて、そうして日本の養殖真珠がアメリカに宣伝されて、イミテーションの代りにどん／＼日本の養殖真珠

が輸出されるようになったのであります。そうして、現在は日本の真珠の生産の約七割はアメリカに輸出されておる状態であります。そうして、戦前日本のも真珠の一等たくさん生産されたときは、年大体三千貫ぐらい生産されたものであります。現在は、今去年から今年にかけて採取期でありますが、大正真珠は十一月から十二月にかけて採

取するのですが、一等遅いところで
月に採取するのでありますが、一年間
に千貫くらい採取しておるのであり
ます。そうして、贗前の真珠の相場は、一
等荒れにくいときは、厘珠が匁六十
錢、大珠も大抵一匁から一匁二、三十
錢、そういうような状態でありました。

のが、戦後物価指数も暴れましたが、一匁が大体厘珠が千円くらいに売れる。中珠、大珠が千五百円から二千円、成續の如何にもよりますけれど、これは大体浜場場といつて、陸揚げしたそのままの相場なんですから、印度洋のペルシヤ湾の真珠といふ

ものには大いに天然の真珠として、日本
本の養殖真珠と違いまして、装身具価
値は余り大してありません。何といつ
ても、世界に真珠として装身具価値を

で、世界に真珠として装身具価値を
一等認められているのは、日本の養殖

真珠であります。それは量がたくさんあることと、そうして割合天然真珠にあることと、そして、そうして割合天然真珠に比較して値段が安いというために、世界の各国に非常に重宝がられておるの

であります。一等今までよく売れたのは、フランス、インドにたくさん小さな珠がよく売れたものであります。

○秋山俊一郎君 当時ベルシャで生産されていた生産量は、およそどれくらいのこととわかりますか。

○鄙人(堀口初三郎君)ベルシヤで生産された天然真珠の量というのは、私存じませんでございいます。

○秋山俊一郎君 大久保さんにお尋ねいたしたいのであります。この法案が盛られております資金の問題であります。が、先ほどいろいろお述べになりました中に、資金を注ぎ込んで増産させるということは、価格を下落せしめることになるというお話でありました。

が、それともう一つは、そういう法案があつても、その可能性はないじやないか、資金の斡旋をするという可能性は全般的にはないので、特に一部の人のだけの金融措置になるのではないかといつたようなことをお述べになつたように思いますが、これは可能性がないからこの法案はつまらない、という意味

かたが、その邊に、*「それは、さういふことでは、ない。」「それならば、さういふことは、ない。」*と云つてゐる。それで、さういふことが、*「それは、さういふことでは、ない。」「それならば、さういふことは、ない。」*と云つてゐる。それで、さういふことが、*「それは、さういふことでは、ない。」「それならば、さういふことは、ない。」*と云つてゐる。

それから、從來價格が非常に下落してゐるのだから、金貨の製造は、さういふことでは、ない。それで、さういふことが、*「それは、さういふことでは、ない。」「それならば、さういふことは、ない。」*と云つてゐる。

た例がある、それは増産によつたものであるといふことを述べた。つたように思いますが、これは真珠がたぐさへど日本はできたといふのであります、私はベルンヤでできます真珠がどんなものであるかといふことをよく存じませうけれども、恐らく日本の養殖真珠のような完全に近いようなものがたくさんできる、天然真珠であるならば、そうたくさんできるのじやないだらうと想像しておるわけでありませう。ところで、日本の養殖真珠の生産に、その価格が非常に差が出て来るといふことは、増産程度にもよると思ひますが、これは増産をされたためであるが、或いは当時粗悪品が非常に余計出たといふために下つたものであるか、粗悪品でなしに、生産が殖えたために下つたといふようなお見込みでありますか。この点をお尋ねしたいと思ひます。

それからもう一つ、前に戻りまして、この資金の問題が一部の人のためにのみ利用されて、一般にはこれは廻らないのじやないか、零細な人たちに資金の融通ができないのじやないか。従つて一部のみに、業者に偏するようでは何にもならないといふお話であります。若しこれが何らかの方法によつて、例えば協同組合等がその資金の融通を受けて、組合員のそれを必要な者に公平に供給するとなつた場合でも、やつぱり融資は必要ない、こゝういふふうな御意見でありますか、この点を伺ひたいと思ひます。

がつちりしたものでなく、とにかくやつてみれば、果してこの天然条件の中にも非常に左右されるものでありますから、やつてみないと生産確保はわかりませうけれども、現在のいへる話をお聞きすると、まあ主として輸出されるものはネットレスである。このネットレスを作るためには大珠がどうしてもあるが、大珠が少いためにいいネットレスができない。こゝういふことで大きな珠を作るためには資金を供給せねばならぬ。そうしないといふと現段階では資金難によつて成るべく早く資金を回轉しないために大きな珠を作るといふことが非常に困難であるから、さういふたような大きな珠を作り、大きな珠を作らせるには一つの計画を立てて、それに要する資金を供給するといふたようなのがこの法案の狙ひであります。さういふような計画生産といふことができないことである、さういふことは不可能であるといふたような御意見のように伺ひましたが、それはどういふわけでそれができないだらうかといふことを先ずお尋ねしたいと思ひます。

〇証人(大久保忠礼君) 大久保でございます。只今秋山先生からのお尋ねにお答えいたします。私が増産をすれば真珠は下落するといふことを大鼓判を捺したようなものだとして申し上げましたのは、以前からしばしばさういふ事態に遭遇して統制時代に相当統制といふことについて苦心して、奔走して官庁などに渡りをつけて御尽力をお願いしたのでありますけれども、僅か最高三百五十人の業者の時代でさえもこの統制といふものがうまく行われなかつた。現在千人にもなつており、又今後ますます業者は殖える一方であるといふ見通しがついておる今日、而も経営に對しては自由経済時代といふ今日においてこれを統制することは非常に困難であつて、さうして現在のままでおきましては或いは本年などは昨年の五割乃至二割に達するのじやなからうか。五割以上の増産は確実です。それから、それは一つは戦後非常に真珠が惠まれてストックの少ないところへ注文が殺到したといふために、先刻堀口さんからも言われたように、まず千倍乃至五百倍といふ、貨幣価値の下落に釣合われないところの暴騰を演じたために、真珠業者は非常に恵まれて、まあ利益を得たのであります。その利益がある事業であるといふ反面が業者の増加といふものを招来しているもので、そしてますます増加をする趨勢にあるとしましたならば、これはどうしても現在の状態に放任してさへも増産するものであり、将来価格の下落といふものは非常に警戒せんならぬにもかかわらず、なおこの上に輸出百億といふような空想に駆られて増産をさせるような、増産に拍車をかけるような仕事をするに及ばない。又増産したならば必ず下落する、その下落する場合に真珠の特殊性といふものは、ほかの商品ならば或る程度下落すれば売れなかつたものは売れて来ますが、真珠は下落すると、向うの仕入れる商人たちも非常に不安を感じて、それは仕入れなくなつたものがだん／＼安いために下層の婦人に賣場されるが、上等の人にもう捨てて顧みなくなるというふうな傾向がどうしても必然的に現われて来る

ので、それがますます下落に拍車をかけるわけなんです、私は現状に処してこの市場の推移に委して、さうして暫らく二年、三年の経過を見てから必要のある場合に必要なる善良な法律、適當な法律、実行のできる法律を皆さん立法の府にある方々にお願ひするのに対して別に異存はありませんけれども、今日急いで、而もこの法案を眺めましたとき、どうも実行の不可能な、このまま無理に押して増産しようとしたならばむしろ弊害もあり、逆効果も来す、さうしてまじめに事業をしてる業者までもその余波を受けて損失を招き、不幸に陥るといふことを恐れるのでありまして、つまり第一条の目的は結構だが、それを達成するためにこの法案といふものが少しも効果を挙げない、むしろ逆効果も来す。さうして又実行もできないのである。こゝういふために私は下落といふことを非常に恐れるのであります。それと各業者は自分の事業のことでありますから、自分の資力、自分の技術、その点を勘案しまして、最も入念に慎重に事業といふものを經營しておりますが、側から干渉するに及ばない。さうして大珠或いは小珠の調整なども、市場が大珠を作るほうが利益であれば、皆進んで大珠をやりますし、又小珠が利益であれば、小珠を作るので、ちつともその点は考慮する点はないと思ひます。私も以前は大珠屋の大久保で、ずいぶん大珠ばかりといふてもいふくらい大珠をやつておりました。品種も余り遜色のないものを出しておりましたが、とてもたくさん余つて、さうして根を作るのに始終大珠は余り勝ちであつたので、今日

はストックの状況や売れ行きの工合で、又戦後相当膨脹した業者の母貝の大きさなどの關係上、資力も關係ありますが、大珠が少かつたようなので、大珠は非常に俄かに昨年は暴騰した形はありますが、やはり大珠を作つたほうが利益である。さうしてそれは今だからして需要の多いものであるといふことがわかれれば指図せん、干渉せんでも大珠は皆やりますので、余り干渉し、その結果が公平に行渡らないといふような計画生産は実行が伴わないで終るといふ私は考えを持っております。

それから金融といふものが一部人に利用せられるといふことは、これは金融は無担保ではできないと思ひます。それでやはり担保といふ問題が起つて来ますが、この担保については養殖員の後の保険制度を確立して、その保険を政府が保証したならば担保になるといふ御意見などもあるやうであります。が、非常にこれはむずかしいことで、保険料率が高いし、業者は非常な不利を見、たとえ金融は金利が安くても、さういふような点で非常な高率な保険料も払わなければならぬといふので、保険制度は実行が困難だと思ひます。又協同組合等で融資を受けてその組合員に貸すといひますけれども、協同組合といふものは一つの獨立した法人である、協同組合の資力といふものは、誠に出資金といふものは貧弱なものであります。然らば協同組合員全員が連帯責任の下に多額の何億といふような金を果して借り得るや否や、私は恐らくこれは協同組合への融資といふことも実行ができませんのぢやないと思ひます。従つて公平に一般の業者に行渡るといふ意味の融資はできん、こゝう思ひ

ますので、それが審議会の委員の審議にかかるといふ／＼な点でむしろ弊害も起り、或いはその多額な融資を受けたものはどうしても事業に無理が出ますので、市価下落の場合にはそれをやはり急いで売らなければ借金が返せないというようなことが必ずあるもので、これは何の業にでも同じことなので、決して小さい業者が市価を動かす害を及ぼすようなことはないで、大きな業者が大きなダンピングをやつたり、処分をしたりという点で起つて来るのであるから、よほどこの金融はむずかしいものだといふ私は思ひます。

私は本来の意見として、もう真珠の業者に対する金融は真珠を担保にしなければ貸したらいかん。そして真珠担保であれば、評価委員というものが評価した真珠の六割なり、七割なり、そのときに応じて貸すということ、審議委員も要らなければ何も……、評価委員だけを設けておけばできることであり、最も堅実な金融であり、借りた人も必ずそれを返さなければ、自己の非常な損失になるのであるから、不要な金融は求めもせず、又返済という点についても非常にスムーズに行われる、そうして業界を害するようなことはなからう。さもない、ただ政府の御出資とか、御斡旋によつて多額の融資をされることは非常に危険であるという意見を持つております。

で、今申上げた保険制度或いは協同組合への金融というものが、実際には完全に行われないという点を申上げたんでありますが、その次にお尋ねの計画生産、これは先にちよつと申上げたように、業者は、大体この真珠業といふものは、その性質が家族工業的の性質を帯びているものだ、それは農業だとか、養蚕業などと誠に似通つた点があるのではありませんが、自分の事業というものは、最も入念にいい品を出そうと努めておるといふことは、これは事業を営むものゝ当然なことであつて、投売りをするとか粗製濫造をするというようなことを言われまふけれども、それは自分の事業の成績から考へましても、決して好んでおるものではない、売れないから金是要るし、それを売らなければならぬといふときに生ずるのでありますから、無理な経営をしたものがする。まじめに忠実にその事業をしておるものは、決してそういう工合に投売りなどはいたしません。又小さい業者が小さい区域で一生懸命やつておる成績は、私が長年経験した實際の問題として、比較的少量生産者よりも成績はよろしいのです。大量生産者は金も欲しがらるし大量生産をやつて大儲けをしようという計画でかかりますけれども、とかくこれは失敗するので、まあ無理な借金をしてやるに及ばない。政府に依存したり、何かそこに大きな融資というものを設けられて、それに依存したりして計画を立てることは、下落の因を作るものであつて、却つてまじめに事業をして小さく、今日千人以上のものが経営して国家の産業として働いておる人々までもにその弊害が波及して、非常な不幸な目に遭はなければならぬといふことは、法律上それが救済得れば結構です。私はこの目的に対して異議を言うのではない、第一条の目的は結構であるけれども、どうかそれに副うような、実効の伴うような善法をこころ

三年の経過によつて作られたならば、それはいいでしょう。そのときにおいて又批判をして大賛成論者になるかも知れませんが、現在の法案というものはそれが絶対できない。ああいふものを今作れば、もう害があつて益はない。而もそれは農林省の官吏を増員したり、又不要な手数をかけたり、いろいろの点において不利な点ばかりである。現法案は必要ない。こういう結論になりますので、どうかその点を御賢察の上で法案通過を阻止して頂きたいと思ひます。

○委員長(木下辰雄君) ほかにございせんか。

○秋山俊一郎君 下落の原因は、粗悪品の意味ではないかといふことを……。

○証人(大久保忠礼君) 下落の原因は、粗悪品というよりも増産にあるのです。そして粗悪品、粗悪品と言いますが、今日みな技術も大よそ一定しておりますし、粗悪品というものは大量生産者の大量散品のほうが多いのです。そしてまじめに一生懸命経営しておるものからは、そう粗悪品は出ません。そして私は増産が最も警戒すべきことであつて、積極的に人為的にその増産に拍車をかけるようなことは要らないことである。現状でも、増産はむしろあの統制時代、つまり統制を我々が非常に叫んだ下落のときは、その生産が世界の需要と睨み合せて真珠が多過ぎたのであります。多過ぎて下落したようなことを、丁度この法案によつて融資をし、生産計画だとか、或いは百億に達せしむるための増産だといふことは、丁度その時代へ向つて進行するような形になるので、粗悪品というものはそう今市場に

も出ませんし、又買手のほうでも余り買いません。インドあたりでは随分粗悪なものが出て、それは装身具以外なものにも使われたこともありますし、大量にインドは粗悪品を消化するところであつたものではありませんが、養殖業者は決して好んで粗悪品を出す者は一人もありません。みな優良な真珠を、優良な真珠を心掛けて、熱心に生産に献身しておるのでありますから、粗悪品の下落といふことはその心配にならぬでも、増産を恐れるといふことで下落を抑えて頂きたいと思ひます。

○秋山俊一郎君 重ねてお尋ねしておきますが、今の計画生産は非常に困難だ、できないといふようなお話であります。勿論増産といふことが限度を越えれば物は下落するにきまつておりますが、この真珠は前にも申されましたように、絶対必需品ではない、奢侈生活は困るというものではない。従つて購買力に余裕がなければ、力がなければ、このものは売れないのです。今日先ほどもお話になりましたように、戦前七〇％がヨーロッパに売れておつたものが、戦後においてアメリカにそれが移つたといふことも、その経済力の移り方と考へればよい。アメリカが戦時中非常に大きな金儲けをしたといふことが、富んで来て、世界の金がアメリカへ集まつたと言つてもいいくらいになりました。と同時にヨーロッパは戦争のために非常に疲弊して、購買力が非常な低下を來したといふことから、ヨーロッパに向つておつたものが向かないで、アメリカへそれが向いた。そうしますと一面から言います

と、この戦争によつて真珠といふものはアメリカに新販路を求めたと言つてもよいのじやないかと思ひます。現在ヨーロッパの状態は、戦後の経営未だ完成せず、その購買力のごときも昔日のようにには参りませんが、漸次回復しつつあると思ひますので、曾つてヨーロッパだけを対象としておつたものが、一方ではそのヨーロッパに行つておつたものがアメリカに売れる。そうすると今度はヨーロッパというものが漸次回復すれば、又戦前の状態に回復する日もあるのじやないか。そうしますと、当時増産されて下落したものは、今後においては数量ではその弊害はまだないのじやないかといふうな氣もします。これは数量的にはつきりお尋ねもできませんが、要するに天然真珠、あの天然真珠といふものは殆んど盡をひそめた。そして日本の真珠がこれに代つたとするならば、この点においてもまだ日本の生産量に余裕ができたのじやないかといふうな感じもするわけでありませう。そこで先ほど大きな珠が困つたといつたようなお話であつたのでありますが、又生産者としてまじめにいい品物を作ろうとして努力しておることは、これは当然であります。如何なる仕事でもそういうふうな皆まじめな人は考へておられますが、ただそこにそういう精神は持つておる。是非立派なものを作りたいと思ふけれども、資金の面で行詰つて来て、どうもこれはそこまで持ちこたえられない。或いははつと早く回転するようないくつか珠を作つて、早く資金を回転せんと、事業に騰跌を來すからといふような、いわゆる資金面から

と、この戦争によつて真珠といふものはアメリカに新販路を求めたと言つてもよいのじやないかと思ひます。現在ヨーロッパの状態は、戦後の経営未だ完成せず、その購買力のごときも昔日のようにには参りませんが、漸次回復しつつあると思ひますので、曾つてヨーロッパだけを対象としておつたものが、一方ではそのヨーロッパに行つておつたものがアメリカに売れる。そうすると今度はヨーロッパというものが漸次回復すれば、又戦前の状態に回復する日もあるのじやないか。そうしますと、当時増産されて下落したものは、今後においては数量ではその弊害はまだないのじやないかといふうな氣もします。これは数量的にはつきりお尋ねもできませんが、要するに天然真珠、あの天然真珠といふものは殆んど盡をひそめた。そして日本の真珠がこれに代つたとするならば、この点においてもまだ日本の生産量に余裕ができたのじやないかといふうな感じもするわけでありませう。そこで先ほど大きな珠が困つたといつたようなお話であつたのでありますが、又生産者としてまじめにいい品物を作ろうとして努力しておることは、これは当然であります。如何なる仕事でもそういうふうな皆まじめな人は考へておられますが、ただそこにそういう精神は持つておる。是非立派なものを作りたいと思ふけれども、資金の面で行詰つて来て、どうもこれはそこまで持ちこたえられない。或いははつと早く回転するようないくつか珠を作つて、早く資金を回転せんと、事業に騰跌を來すからといふような、いわゆる資金面から

来るところの圧迫によつて、私は粗悪品と申しましたが、例えば薄まきの品物を出す。もう一年置けばいいものを、年足らずのものを出すために、非常に価格が落ちて来る。そういうものが外国へ出て行つた場合に、どうも日本の真珠は非常に品質が低下したというふうなことから、一般の価格に影響して来るような愛いはないか。そういうふうなことを防ぐために、資金を供給して立派なものを作らして世界に売るといふようなことにすることが可能ではないかと思ふのであります。これは勿論この法律ができたからといつて一から十まで漏れなくさつと定規を当てたように行くものではないと思ひます。これは如何なる仕事でもないと思ひますが、そういうたような面に対して資金を供給するといふことが、価格の暴落を防ぐ一つの手段ではないかと私は考へるのであります。今のヨーロッパの購買力の回復に伴う日本の真珠の生産といふものと、そしてもう一つは資金を供給することによつて結果的には価格の暴落を食い止め得ないといふたようなことについての久保さんの御意見をもう一度承りたい。

○証人(大久保忠礼君) 御尤もな御質問だと思ひます。その点につきましては私がたび／＼くり返しましたように、業者は自分の事業として海なり、技術なりと睨み合せて最善の計画生産をしておりますので、そうしてここに資金といふものが不足のために薄まきをむくといふお話も、それは御尤もな御心配でありますけれども、大珠をやれば三年、四年の後でなければむけなないものが、厘珠をやれば一年でむける。つまり翌年の暮にはむける。それを市場へ出すことができるというよう

なる。それが融資といふものを一つの目安に増産し、或いは困つたときには金が借りられるということになります。と、幾ら政府が市価を安定させようと努力せられましても、幾ら多額の融資をしましても、それは到底持ち切れるものではない。そういう点は私は生糸に三億も融資して価格が回復したときと決して同一に論じられないと思ひます。いよく引合はれない程度に下落したならば、自然淘汰の法則で、それは業者の倒産するものもありましようし、業界から去つて行くものもありましようけれども、そこに初めて篩い落されてまじめな珠を出すものが残りという形も現れて来て、又価格が回復するといふこともあるのです。従来も下つたばかりではない、或る程度増産の結果下落したといふものの、その後流れ行きが出て価格の回復した例も……やはり下落が五回あれば、又高騰したのも五、六回という形はそれは繰返すもので、これはほかの商品と別に變りはありませんけれども、生糸のようなものはストック、滞貨といふものを一時買取るとか、しまうとかいうことによつて、すぐに翌日から価格が暴騰する品ですけれども、真珠はそういうことをすると、まず／＼一方に増産者が殖えて来るというだけで、何にも価格が急に回復するものでない。それから又ほかの商品界では、若しその市価が、昨年から糸ヘンのいろいろの変動があつて、相当金融難等の今日問題が起つておりますが、こういうものは二割、三割下げるという手形は出てゐるし、一遍に打撃を受けて来ますけれども、真珠の値下りというものは、従来の経験から見ますといふと、

半値になる、そして業者は平気でこしらへてゐる。又半値になる。なかなか下落率が非常には商品の品よりは大きいのである。下落すればするほど流しきも悪くなるという特異性があるから、下落といふことはできるだけ警戒しなければならぬわけでありましよう。そして私は増産に拍車をかけるような融資といふものが危険である。こう申上げたのであります。で粗悪品のことでは先刻申したように業者は決して好んで粗悪品を出しませんし、販路のこともありますので、むしろ真珠は金でかけて宣伝をやればこんな法案は要らない。海外の宣伝費用でもうんと出して頂いて、そして販路を拡張するといふ点に力を注いで……この法案にはちつとも業者のほうの犠牲だけでそういう点が余りありませんが、販路が拡張すれば比較的増産しても売れる。丁度秋山先生からヨーロッパ、アメリカのお話があつたように、又真珠も販路が拡張するに従つて売行きが増すが、それは現在の業者の作業数によつてさへも増産するのだから、増産よりも一つ以上に販路が拡張してくれさえすれば、現在の値はもう一つ高くならなければならぬわけでありましよう。現在の値が高くなる、母貝の値も高いけれども、買つて業者がやるというような時代は非常に結構な時代でありましようが、私は販路拡張には力を注がなければいかに、生産の増加といふものは積極的にやるべきものでない、こう考へてゐるわけでありましよう。丁度昭和十四年にも農林省からいろ／＼どうしたからこの値の下落を食い止められるかといふことについて協議を受けまして、そうしてこの堀口君や大月君と私と

三人は生産制限論者でございまして。そうして生産制限に関するいろ／＼の協議の結果、生産制限を骨子とするところの統制法規が組立てられて、そのときは四千五百万乃至五千万全国の作業数があつたのを二千万に食い止めてやろうといふことで法律になりました。それがまあ幾分か利いたのですけれども、日華事變の戦争中でもあり、昭和十六年には為替管理ですつかり輸出がとまつて逆境に陥つたのであります。と、とにかく生産制限こそ値を維持する途であるけれども、生産を制限し得ない自由競争時代にお増産に拍車をかけるといふことは必要がないと思ひます。

○委員長(木下辰雄君) 証人にお願ひしますが、質問者への答へは成るべく要領よく簡明に率直にお願いいたします。

○秋山俊一郎君 青木証人にお尋ねいたします。丁度真珠研究所の設置のために、業者のほうから一億円の寄附が申出られておるといふことでありましたが、この寄附につきまして、お話を承りますと証人も御相談を受けたと申しますか、お話があつたという、その際に業界から、この一億円を寄附する場合に、何らかの養殖事業といふ、か、区画漁業の免許の条件が何かお話に出たことがありますが、ありませんか。その点をお伺ひいたします。

○証人(青木理君) 業者からの寄附の問題は、先ほど申上げた通りであります。この寄附の問題について兩三度真珠交換会の行われた機会、その機会を利用して業者の代表のかた／＼と話をいたしました。その当時この区画漁業権について業者からのいろ／＼の希望

できるのであります。堀口証人は予定通り一億円の寄附ができ得ると考えられますかどうか。それは堀口証人に承りたいと思います。

又青木証人は殊にこの問題について斡旋の勞をとつておられるようであり、ますが、仮に本法案が成立した場合一億円の寄附に責任が持てると考えられる

かどうか。その点について承わりたいと思ひます。

又この機会に、関連しておりますから水産庁にお尋ねしたいと思ひますが水産庁は一億円の寄附を前提としてすでに予算も取られておるようでありますが、この寄附に狂いが生ずることになれば、当然予算上支障を生ずると思うが、一億円の寄附の見通しについてどう考えられるか。

この三点について、これは非常に重要な問題でありますから、私のほうではつきりと心にとめおきたいと思ひますから、以上三者に対して御質問申し上げます。

○証人(堀口初三郎君) 只今寄附の問題について御質問がありましたので、お答えいたします。昭和二十六年四月に真珠研究所の設立寄附として日本養殖真珠株式会社の株式を、大体これは閉鎖機関になっておりますので、配当金の配当後の権利を半分国家へ譲渡、寄附するということ、その当時数名の人を除き殆んど大多数の人の賛成を得ましたのでありますが、丁度そのときに農林水産部のお出でになりましたので、これは一億円の寄附というものは閉鎖機関の株を半分寄附するということ、法人税込みの寄附ということ、なんでございませう。その当時これは国家とか都道府県に寄附する場合は免税になると、こういうお話でしたのです。が、その後いろいろ大蔵省のほうに伺いをたてて見ますと、なか／＼免税という点はむずかしいと、こういうことなんでございまして、併しこの寄附は大体に旧合同真珠株式会社の株主が主として寄附することになっております。それで閉鎖機関が私の知つておる

範囲を見ますと、この三月で閉鎖機関がなくなる、こういうことなんで、この点初めから国家に寄附する金が法人税約六割を取られておるのです。法人税、国税と地方税を混ぜまして……そういうものが免除されるかどうかという点は我々のほうでもはつきりわかりません。そういうことなんでして、この点が閉鎖機関のほうではつきりして来ない、最初から税込みの寄附と、まあ株券を半分寄附すると、第一回、第二回のあの配当を受けた残りの株を半分寄附するということ、これは株主全員が賛成でありませうので、株主の中に反対者もありませんが、これは賛成のかたは一応委任状を出しておるはずなんでございませう、そういうことなんでございませう。

○証人(青木理君) この寄附行為につきましては、御質問の通り私も賛成をいたしましたし、或る意味におきましては業者のかたにたしかお願いをしておる筈でございますが、その寄附行為の具体的な結果につきましては、私自身全然関知しておりません。業者のかたが、自主的にその寄附を集められて、そしてその後における手続は多分水産庁等と直接お話し合ひになっておると思ひます。その他におけるいろいろ免税等の問題につきましては、大蔵省であるとか、その他関係当局との話し合ひが落んでおるものと私は了承しております。

いまするが、これはその筋の關係との折衝その他によつて生じて来ます關係上、でき得ますれば改めて審議のときに詳細を申し上げたいと存じます。結果だけを申し上げます。

それからの参考で申し上げますが、万一不測の事態がございまして、一億の寄附に欠損が生じた場合でも、前に確定しております一億の歳出予算につきましては、支出されて頂くことに事務的に大蔵省と了解を得ております。

○青山正一君 第五条の第三項ですね、つまり資金の斡旋です。この資金の斡旋につきましては、私先はいろいろの面からお聞きしたわけでありまして、衆議院の鈴木先生なり、或いは石原先生が大蔵省なり、安本なり、或いは農林省と話し合ひの下に大体三億圓くらいの資金を確保するというふうなふうなことで相当折衝して、何か内諾を得たというふうなふうにお聞きしているわけなんです。水産庁としてこの問題について相当努力しておられますか、どうですか。その点についてお聞きしたい。

○説明員(高橋清三郎君) 勿論この問題は衆議院の水産常任委員会の起案に基く関連の事項でございますが、水産庁としましては側面から事務的に御助力申上げていますつもりでございます。

○千田正君 今の青山委員の質問について一つ高橋課長に承わりたいのですが、今のあなたのお答えによると、一億圓の寄附金は確保できるものと考へております。實際を申し上げますと、一億圓が全部が寄附の形でございませうので、内容その他複雑な要素がござい

○説明員(高橋清三郎君) さようです。

○千田正君 そこで我々法案の審議に当りましては多少の疑義を生ずるもの、又この法案を出された衆議院のほうのかたは、非常に大膽な目標に向つて進んでいるのであります。が、やもするといふと寄附金を使うために法律を作るような感なきに非ずであります。その点に我々は非常に疑念を生じているわけでありまして、寄附金が集らなかつた場合においてはこの法案は無意味ではないかという点も考えられる。そこで寄附金が集る、集らないにかかわらず、将来の真珠のいわゆる国際価格を維持し、且つ又真珠業者の生活の安定を確保するための法案であるといふのが、これは衆議院側の提案者の提案理由説明でありますけれども、實際水産庁のつとめられる立場といふものは、寄附金が集つた場合においてこの法案が生ずるのだという考へであるとするならば、参議院の水産常任委員会はあくまでもこの問題については追及しなければならぬ。そこで私は課長に、あなたはさう言ひ切つたけれども、果して水産庁長官並びに農林大臣はこの問題に対して、若しも寄附金が集らなくても完全に大蔵省からこの予算を支出するということをはつきり言明できるかどうかという点です。

その点を今あなたが言明されたけれども……その点につきましては水産庁長官並びに農林大臣に質問したいと思ひますが、あなた自身もそれに間違ひないと改めてこれを確言することができるとするならば確言して頂きたい。

○説明員(高橋清三郎君) 私先ほど申し上げましたのは、一億圓全部を、全額

の寄附金が集らなくても出して頂くという意味で申上げたものではなしに、多少の歳入欠陥がありまして一億圓につきましては予算を使うことにしても、らうように事務的な了解を得ている、このように申上げたつもりでございます。

○千田正君 そこに私は疑義があるから聞いているのであつて、一文もいゆる寄附金が集らなくてもこの法案の目標から言へば真剣に日本の真珠業者の、いわゆる業といふものを助け、なお且つ又国際価格を維持するために、水産庁は寄附を集る、集らないにかかわらず当然一億圓という予算をもちわななくちやならないと思ふのであります。そこでこれらにいわゆる、我がこれは欠陥じやないかと思ふ点は寄附金が集らなかつたらこの法律を出してもしょうがないじやないかという空気がおられるとするならば、我々はこの法案の審議については更に慎重を期さなければならぬからあえてお伺ひしたのであります。ところが今のお答えによつていふと、多少の或いは寄附が不足するかも知れぬ。不足した場合においてはその不足分をどうかして国家の支出を補填してまでもこれをやつて行くといふのが水産庁の意向だとするならば、実に根本において法の精神の施行の面において食い違ひの点があると思ふので、参議院の水産委員会としては慎重に審議したい、かように考へておりますので、今あなたのおつしやつた寄附という、一億圓全額寄附がもたらわなくて、多少のそこ不足が生じた場合でも、これは大蔵省と話し合ひにおいて出してもらうのだというのであつて、全然寄附が集らなかつ

たときでもやるという意思はないのであります。その点を更に私は伺いた

い。

○説明員(高橋清三郎君) 只今の審附の問題につきましては、これは研究所との関連の事項のみでありまして、水産庁としましては、少くとも一億円の寄附のあるなしにかかわらず、事業法というものは必要なものというふう

に考えております。

○青山正一君 山崎証人にお伺いしたいと思いますが、あなた自身この法案を御覧なすつて、まだ御不満なところ

が御座いますか。さういふ点について若しどういふふうに直して頂きたいとか、こういうところが欠けておるとかという点があつたら一つお話願いたい。

○証人(山崎英二君) 先刻も申し上げましたように、賢島におきましてお越しになりました諸先生から、まだこの法案の内容は地元漁村としては徹底して

おらんような感もある、事実さうでございます。そのときに申し上げましたようにいへば、水産新聞とか、又は真珠新聞というふうなもので一応漁村として見えておる、かように

申上げましたので、先般衆議院水産常任委員会で見せて頂きましたとき、くへ帰つて参考にしたのだからと申しましたけれども、まだ法案としてなつておらん以上はこれは門外不出だ、君ら見て行くならよろしいというふうなことで、いろ／＼謄写

版刷り等によりましていろ／＼拝見させて頂いた。それによつて正直なところを申せば、真珠生産というこ

な心持を持つておるのでございます。但しこの法案の全文について私どもはこれだけの知識もございませぬけれども、漁村の私どもが浅学ながらもよりより適合する際に、この点はどうなるか、この点はどうなるかというふうにか、考えておりましたが、一応衆議院の諸先生がたから議員提出で、参議院の審議というところに現在なつておるのに、私たちがこれからこの法案の修正を願うというところは余りにも當を得ないのではないかとさういふふうに考えております。折角青山先生のお尋ねに答えますことにおきまして、先刻も申し上げましたように、まあ法文というのでなくて、気持を各条項々々について申上げて、それが法文化に改められるというのでしたれば、又法制局なり皆さんの手許で適当な方法において漁村の姿もこれに織り込んだ法文化にして頂いて、この事業法の一日も早く通過されるようになつて欲しい、さういふふうな気持を申上げたのでありまして、私の申上げましたことは、多分速記には出ておると思ひますけれども、その字句的な又言葉の現わし方におきまして、一字一字が違ひましても、これはなかなか解釈が広うございまして、さういふ意味におきまして私どもの気持が若し何かの現われにおいてこの法案が改正される、字句が改正されるという約束ができたのでしたら、又何かの機会に、研究してみたいと思ひますけれども、時日がございせんのですから、この法案の一部分、さうした面におきまして、先ず先ほど五、六条申上げましたが、あの程度の何かの研究を願ひたいという希望を申上げたいと思ひます。

○千田正君 三輪証人と所神根証人に伺つておきたいと思ふのであります。が、この十一條ですね、農林大臣は、必要があると思ふときは、真珠養殖事業者から第四條の規定による計画の実施その他必要な事項に關し報告を求め、又はその職員に、真珠養殖事業者の事務所、事業所その他の場所に立ち入り、真珠若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。これは最初に三輪証人に承わりたいのですが、金融を申し受ける、いわゆる希望をする人たちはばかりではなく、いやしくも真珠の養殖をやる人たちが全部こゝにしたいわゆる計画生産の一環として、さうした方法で行かなければ、本當の真珠の養殖ができない。さういふ観点から、この十一條はこれで差支えないと思ひになりますか。或いは金を借りる人たちが、或いは金融を受ける人たちがさういふ検査を受けてもよろしい、報告をしなければならぬ義務を引受けなければならぬというふうになつておられるか、その点を三輪証人に承わりたいと思ひます。

○証人(三輪豊昭君) 只今の千田委員殿のお尋ねに對しまして、これは私の考えを申上げて見たいと思ひます。計画生産を立てます上においては、他の業者の作業種類、数等を調べます上において必要であるかと存じます。尤も計画生産に基いて融資を受けてさうして仕事をしておる者は、これは受けべきが當然であると考えます。その他のかたがたは誠に御迷惑かも知れませんが、国の政策に順応されるならば甘んじて受けて頂くよりやむを得ないのじやないかと、さう考えられます。

○千田正君 そこで所神根証人に伺ひますが、午前のあなたの証言のうち、この第十一條、只今私がこの案文を讀みましたが、これはいわゆる金融の措置を受けた者がさういふふうな法の適用を受けるというこゝには、現在の民主主義のいわゆる時代においては干渉も甚だしい。この点は非常に我々としてはいづゆる自由の国民の権利を侵害する虞れがあるから、この点は特に反對したい、さういふ意向であります。が、これを特に修正する或いは金融の措置を依頼し、或いは金融を要望した者だけがこの条項を適用されるのだというふうな修正する場合もあり得ると思ひます。或いはこの案は通過する場合もあるだろうと思ひますが、仮にあなたの反對の理由の重点がここにありとすれば、それに修正を加えられた場合においては、この法案の通過に對しては、必ずしも反對じやないというふうにあなたは考えておられるか。それとも飽くまでこれは法案全部に對しての疑義があるから反對しよう、さういふふうな考えられますか。その点を承わつておきたいと思ひます。

○証人(所神根三君) 法律としてさういふふうな条項がある以上は、今千田さんが言われたように金融の斡旋を受けなくても、この法の適用は受ける、併し金融の斡旋を受けた者がさういふふうな法の適用を受けるというこゝには、現在の民主主義のいわゆる時代においては干渉も甚だしい。この点は非常に我々としてはいづゆる自由の国民の権利を侵害する虞れがあるから、この点は特に反對したい、さういふ意向であります。が、これを特に修正する或いは金融の措置を依頼し、或いは金融を要望した者だけがこの条項を適用されるのだというふうな修正する場合もあり得ると思ひます。或いはこの案は通過する場合もあるだろうと思ひますが、仮にあなたの反對の理由の重点がここにありとすれば、それに修正を加えられた場合においては、この法案の通過に對しては、必ずしも反對じやないというふうにあなたは考えておられるか。それとも飽くまでこれは法案全部に對しての疑義があるから反對しよう、さういふふうな考えられますか。その点を承わつておきたいと思ひます。

○委員長(木下康雄君) あなたは証人で委員の質問に對してお答えになればいいんです。

○証人(所神根三君) 非常に私には一番業者として不満もあり、反對する中心なんでありまして。私も国民として一旦法律が布かれた以上は、資金の斡旋を受けようと、結局この計画生産とか工場の立入とか、これに對して非常に不満もあり、これは私は憲法の侵害である。自由というものは認められないものであらうと考へるのであります。

○委員長(木下辰雄君) 千田委員の質問は、若し金融を受けた人のみ適用を受けたならば賛成か反対かという御質問だつたと思ひます。

○証人(所神根三君) それは金融の斡旋を受けた者に限りということだけに訂正できるなら、この十一條に対して反対しませんが。

○千田正君 これは三輪証人に伺つたほうがよいと思ひますが、三輪証人と大久保証人に伺ひますが、この検査所を設置した場合において、品質の検査によつてランクが定められると思ひますが、輸出に可能でないところの真珠は、仮に検査所において不合格、いわゆる不合格品はどういうふうに措置されるのが適當であるかという点につきまして、先ず三輪証人からあなたの御意見を承りたいと思ひます。次に三輪証人が終つたならば大久保証人から承りたいと思ひます。

○証人(三輪豊照君) 只今の検査に關する不合格品の処置ということにつきましては、御質問のごとく非常に真珠の検査というものは至難な問題であるといふことは自覚をしておりますが、最近科学が進んで参りました関係上、非常にいい機械が發明されましたに聞かされております。それは光沢、色が直ちに片方に現れて来るということが最近ありますので、それを御利用なさる御意向があるやに承つておりますので、そうなりますと我々の危惧しておりました検査問題というものは、とにかく安らかに完全なものができると思ひます。なおその不合格品といふことにつきましては、この真珠は品質の高下はその国策の次第によりまして現在でも非常に粗悪品で、或いはアメリカには向かないといふものも

インドには向くのでありまして、又非常に品物のいいものはインドには向かない、こういうような各国さまんな趣味嗜好がありますから、その国に對してはこういう粗悪品を送つてはいけないとか、こういう国はこういう悪いものを送つてもいいとかというようなことによつて御処置になることだと想像しております。又時代によりましては、或いは廃棄、焼捨てというやうなことも必要になる時期が来るかも知れません。折角こしらへたものを、それをむやみに廃棄するといふことも考えものでありまして、それは検査所ができてしまふと、この法律が定まりましてからこの方針がきまるものだと思ひます。一応検査員に対して不合格と申します。私はこれを考えます。

非常に連一連を組みました場合に、真中の珠が非常にいい、端の珠が非常に悪いとか、或いは珠をたくさん持つていなかつたならば、連といふものは組めませんので、珠が少い家が組んだ連は國策上どういふものを、つまり悪いものといふものと交互に使つてある場合と、或いは色が甚だしく相違しております。輸出した外国において恥をかかぬやうな統一のとれていないものを不合格品となさるんじやないかと考へますが、そういう意味におきまして不合格品といふのもそのときの時代の流れによつて相當變動があるものと思ひております。

○証人(大久保忠礼君) 御質問にお答えいたします。この真珠の輸出検査といふことは、私は必ずしも反対ではありませんが、この法案によつて

真珠輸出業者を對象とせず真珠輸出検査をするといふことは、これは非常に実行がむづかしいことじやなかろうか、乱れがちになるのじやなかろうか、輸出の構成上無理と思ひます。か、輸出検査をするならば、むしろ通産省の貿易局とか、ちゃんと輸出に關する官庁もあることだからして、それが行なうのが正當だと、こう私は解釈しておりますが、今御質問の不合格品の処分といふことにつきましては、やはり三輪証人のお答えになつたやうに、アメリカへ向かなくてもインドへ向くものもあるから、インド輸出品として検査を受けたら合格するという場合に、この品物が若しもインドへ出て

又インドからアメリカへ出た場合においてどうなるかといふことも考へなければならぬので、徹底的に検査の結果を現わさしむるには、やはり或る限度のもの以下は廃棄するといふことを一方に考へなければ、これは実行しても結局世界的な商品であるだけに効果はなからうと、こう思ひます。本来私の考へでは、この検査料によつて不合格品は一応買取つて、そうしてもう思ひ切つて焼捨てするのが一番効果があるのじやなかろうか。不良品がインドで売れるからといつても、それは僅かな金で欲しさに世界へ不合格品を流すよりは、むしろ品質改良、向上といふ必要上、泣いて馬鹿を斬るといふ意味でこれは処分してしまつたほうがいいと、私は自分の意見として思ひます。ただこの法案で検査をしようといふならば、その對象たる真珠輸出業者を規制しなければ実行はむづかしいと思ひます。輸出検査につきましては輸出組合もありまして、私も以前輸出協会があ

つた時代には役員をしておりましたが、持つて来る人はきつちり持つて来ますし、又持つて来ん人は中にだんだんあるが、これもなかなか強制的にやることは非常に困難なので、輸出するのには必ず税関を通過しなければならぬのですから、税関を通過して代金を受取る必要のあるものは必ず持つて来なければならぬのでありますから、そういう工合にこれはこの所管庁がこの法案の下にやるといふことは、これは法案の構成上私は賛成できないと思ひております。

○千田正君 三輪証人に續いて伺ひたいのですが、今の両証人からのお答えで大体わかりましたが、廃棄するといふ場合には、法案に盛り込んで、單に法文化しなくても廃棄はできると思ひますか、その点を聞いておきたいと思ひます。

○証人(三輪豊照君) 法案によらずして人の所有物を廃棄することは不可能じやないかと思ひます。併し業者とするならば自發的に廃棄すべきが當然かも知れませんが、それはこれからきまりますこの業法のあり方如何と考へます。

○千田正君 續いて質問しますが、そのした場合においてその損害は飽くまで養殖業者が背負わなければならぬと思ひますか、それともその補償の方法を何かによつて考へて欲しいといふふうに考へられますか。その点をお聞きしたいと思ひます。なぜかと言ふと、これは天然、いわゆる自然を相手にしての養殖である限りにおいては、画一的なものには私はできないと思ひます。これはやむを得ない場合には、潮流の關係、或いは氣候の關係によつて不

合格品が相當たくさん出るかも知れないが、そういうときの損失はお互い、自分が犠牲になつてやる覚悟でなければできないと思ひます。この点についてあなたの御意見を承わりたいと思ひます。

○証人(三輪豊照君) 大変いいお尋ねを頂きまして、業者といたしましては喜ばしい次第で、そういうやうなことで皆さんが先ほどから言われております法案がまだ不備だ、こう申されてる点が十二分わかるのじやないかと思ひます。そういう細いところまでをこれから皆様の御検討によつて、そうしてだん／＼と改良されて行つて初めて完全なる法案になるのだと思ひますが、私の考へているところを申し上げますならば、検査料を多少高く業者から取つておきまして、それでその廃棄品を、評価人を持まして評価をいたしまして、それは荷主に戻さないで廃棄をいたしまして賠償するとかといふやうな方法が、或いはできるならば大變結構だと存じます。只今、即刻に考へました問題でまだそのいいか悪いかといふことは……、そういうやうなことをいたしましたならばいいのじやないか、こう考へる次第であります。

○千田正君 同じ質問を大久保証人に伺ひたいと思ひますが、その点について御意見をお答えして頂きたい。例へば廃棄した場合において、その損害は當然養殖業者がそういうものを負うべき問題であるかといふことと、どうしたらいいわゆる犠牲を少くしてやつて行けるかといふ点です。恐らく相當粗悪品が出て来る、増産が相當行われるとすれば、私は粗悪品が相當出て来ると思ひます。場合によつては新しい

養殖業者は相当経験も少いから予期に反したようなものが出て来るかも知れない。そうした場合における価格の維持、その他の点についても十分我々は考慮しなければならぬから、今の検査の場合の不合格品が出た場合に廃棄しなければならぬ場合においてその損害は誰が一体背負うのか、こういう点についてのあなたの御意見を承りたいと思います。

○証人(大久保忠礼君) 私はこの不合格品をただ単に廃棄するというだけでは、折角こしらえたものを廃棄するということはむづかしいことである。或いは廃棄を承諾し得なかつたならば取り上げることもむづかしいと思ひますが、買上げることにすれば、業界の品質向上の精神から行きまして別異議はないことだと思ひますから、検査料等の収入を予算としてその程度の範囲内において廃棄というよりは買上げるほうがよろうと思ひます。例えばこの点で品質改良、向上の結果が得られるから相当賠償を政府はしてやつてもいいという、又法案実施の際にそういう考えが出ましたら幾分それを助成金といふか、補助して頂く点も出て来るかと思ひますけれども、余り政府にそういう支出、御損害をかけるに業者間において自衛的にこれは買取らせることにすれば実行ができるかと思ひます。

○青山正一君 先ほどの千田先生の御質問に関連いたしまして、青木さんからお伺いしたいと思ひます。漁業法の成立の際に真珠の漁業権は個人と協同組合と同列な立場というわけなんです、その参議院の委員会としてこれは非常に真珠の漁業権をめぐつて不満だ

つたのですが、GHQのOKを受けられなかつたまま、非常に協同組合も不利のままこの法律が通つたのですが、そこでこの機会に三重県の今度の免許の更新は、先ほど千田さんがしつこくお聞きなされたのですが、私もお聞きしたいと思ひますが、組合を優先的に扱うか扱わないか、その辺を三重県の知事さんにお聞きしたいと思ひます。

○証人(青木理君) 私先ほどからお答え申上げておりますように、この法案の成立によつて利益を受けるのは加工業者と申しますか、真珠の養殖業者のみでなくて、この法案の成立が直ちに漁民に対する大きな福音でもあると思ひます。あたかも車の両輪のような関係になると思ひます。従つてこの点につきましては私としては今後零細なる漁民の立場を擁護して行くというふうな方針をとつて参りたいと思ひます。

○委員長(木下辰雄君) ほかにございせんか。

○千田正君 反対を主張される証人のお二方に伺つておきたいと思ふのでありますが、どうも一から十まで飽くまで反対するという、反対のための反対じやなく、こういうところに我々としての要望があつて、ここに欠点があるのだから我々の要望としては直して欲しいという御意見がおありですか。それとも全然この法案は初めから終りまで我々は反対しなければならぬという立場で反対をされているのであるか。若し前者の場合であつたならば、どの条項のどういふところが我々不満だからこうしてほしいという建設的な、いわゆる反対論者のうちの建設

的な御意見があるとするならば、それを大體承つておきたいと思ひますので、所神根証人並びに大久保証人からその点を伺つておきたいと思ひます。

○証人(所神根三君) この法案に対して私は最初からいへば参議院の委員会のかたに今日も反対を表明しましたが、我々業者のあらかたがこの法案に對して尙早論と考えておるのであります。であるが故にこゝ一、二カ年この推移を見まして、それから通すのであるならば……、この十一條なんか極端なんですけれども、修正の形では案としては持つておきますけれども、こゝ一、二年は我々反対者は保留して置きたいという意見を持つてゐるのであります。我々養殖業者の総意がこの法案をどうしても完全無欠なものにして通さなければならぬというときまで待つて置きたいというのが我々の意見であります。

○証人(大久保忠礼君) 私はこの法案に反対いたしますのは、法案の目的に反対するのではなくして、その定められたる条項を検討した結果、実行が困難であり、その効果は甚だ信じがたき、むしろこの法案をまともに実施していただければ、業界に逆効果をもたらすという十分確信を持つて反対いたしますので、この法案は目的はよろしいが、法案そのものの条項には絶対反対であります。こう申しておりますので、若しこゝ二、三年の業界の推移を見まして、必要ある場合に、必要で而も実行の伴う善法をお出し下さるならば、非常に喜んで賛成いたします。歓迎いたします。そうして現在の法案では不必要である。現状に処して不必要

であるという意見を持つておりますので、これを今にわかには点を改良して、どの点をどうしたならば賛成であるというのを申上げるよりも、一番いい方法は、こゝ二、三年法案の通過を阻止しまして、業界の推移に應じて、業界の状況に應じたところの善法を布いて頂きたい。そうしてこの重要産業は飽くまで保護をしたいと思ひます。そういう考えで今所神根証人も申されたように、一言で申上げれば、今日定めることは尙早であるという結論になります。

○委員長(木下辰雄君) 御質問はございせんか。証人に対しての委員からの質問はこれを以て終了いたしました。証人諸君に申上げます。遠路御上京下さいまして、適切な御証言並びに委員の質問に対していとも詳細なる御答弁を下さいまして、長時間どうも有難うございました。

本日はこれを以て閉会いたします。
午後三時四十三分散会

二月十二日本委員会に左の事件を付託された。

- 一、ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基く水産關係諸命令の廃止に關する法律案(予備審査のための付託は一月二十二日)
- 一、小型機船及び網漁業整理特別措置法案(第十二回国会継続)

昭和二十七年二月二十八日印刷

昭和二十七年二月二十九日発行

参議院事務局

印刷者 印刷 庁